

検討対象事務評価シート

資料 5

⑥

法令に基づく事務

12 建設業の許可などに関する事務											
事務名	概要及び備考	評価	広域	効率	専門	規模	一体	法令	特段	考 え 方	総合評価
1 建設業の許可などに関する事務											
(1)建設業の許可などに関する事務	建設業法に基づき、建設業（28業種）の許可及び建設業者の指導監督などの事務を行う。	区	○							<p>○建設業の許可及び指導監督などを行う事務であり、広域的な活動を把握しながら対応する必要があることから、都が担う方向で検討すべきである。</p>	都
		都	○	○						<p>○特別区に移管した場合、都内で本店を移転しただけで許可換え等が必要となるなど、許可業者への負担も大きくなり、事業効果や事業効率に支障が生じる。</p> <p>○建設業の許可は、営業所の所在地により、国土交通大臣及び都道府県知事が行うものであるが、営業や建設工事を行う区域には制限がなく、広域的に営業、建設工事を行う業者も多く、問題が発生し行政処分等を行う場合に広域的な対応が必要である。</p> <p>○また、建設業者の中には、自ら建売住宅や分譲マンションなどを建設して販売する業者もいる。この場合、宅地建物取引業の免許も必要になり、宅地建物取引業の免許等の事務を行う都が建設業の許可等の事務についても一体的に行うことが効率的である。</p> <p>よって、当該事務については、都に残す方向で検討する。</p>	都

検討対象事務評価個票

〔都〕

6

大区分 12 中区分 1 小区分 (1)

事業名	建設業の許可などに関する事務	
担当	都市整備局	
事業	(1) 各特別区の区域を超える事務のうち、都が広域的な立場から処理することが必要な事務かどうか。	
	チェック	理由 建設業の許可は、営業所の所在地により、国土交通大臣及び都道府県知事が行うものであるが、営業や建設工事を行う区域には制限がなく、広域的に営業、建設工事を行う業者も多く、問題が発生した場合に広域的な対応が必要である。
	○	
	(2) 都から特別区に移管することにより、事業効果や事業効率に著しい支障が生じると考えられる事務かどうか。	
	チェック	理由 特別区に事務を移管した場合、本店が他区に移転しただけで許可換え等が必要になるなど、許可業者への負担も大きくなり、事業効果や事業効率に支障が生じる。
	○	
	(3) 人材や施設など専門性の確保の観点から、特別区が処理することが困難な事務かどうか。	
	チェック	理由
	(4) 事業規模や施設の規模・配置などの観点から、特別区が処理することが困難な事務かどうか。	
チェック	理由	
(5) 大都市東京の安全性、機能性及び快適性の維持向上を図るため、都が一体的に処理することが必要な事務かどうか。		
チェック	理由	
評	(6) 法令の趣旨目的その他法令上の制約等により、移管することができない事務かどうか。	
	チェック	
価	(7) その他特段の事情があるかどうか。	
	チェック	理由

＜ 考え方 ＞								
<p>○特別区に移管した場合、都内で本店を移転しただけで許可換え等が必要となるなど、許可業者への負担も大きくなり、事業効果や事業効率に支障が生じる。</p> <p>○建設業の許可は、営業所の所在地により、国土交通大臣及び都道府県知事が行うものであるが、営業や建設工事を行う区域には制限がなく、広域的に営業、建設工事を行う業者も多く、問題が発生し行政処分等を行う場合に広域的な対応が必要である。</p> <p>○また、建設業者の中には、自ら建売住宅や分譲マンションなどを建設して販売する業者もいる。この場合、宅地建物取引業の免許も必要になり、宅地建物取引業の免許等の事務を行う都が建設業の許可等の事務についても一体的に行うことが効率的である。</p> <p>よって、当該事務については、都に残す方向で検討する。</p>								
<table border="1" style="margin-left: auto;"> <tr> <th colspan="3">総合評価</th> </tr> <tr> <td style="text-align: center;">(都)</td> <td style="text-align: center;">区</td> <td style="text-align: center;">保</td> </tr> </table>			総合評価			(都)	区	保
総合評価								
(都)	区	保						

検討対象事務評価個票

〔区〕

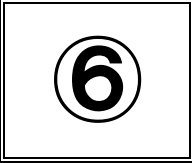
6

大区分 12 中区分 1 小区分 (1)

事業名	建設業の許可などに関する事務	
担当局	都市整備局	
事 業 評 価	(1) 各特別区の区域を超える事務のうち、都が広域的な立場から処理することが必要な事務かどうか。	
	チェック	理由
	<input type="radio"/>	建設業の営業活動の範囲は営業所の所在区にとどまらず、広域に及ぶことが一般的であり、業の許可や指導、命令等については、広域的な活動を把握しながら対応する必要がある。
	(2) 都から特別区に移管することにより、事業効果や事業効率に著しい支障が生じると考えられる事務かどうか。	
	チェック	理由
	(3) 人材や施設など専門性の確保の観点から、特別区が処理することが困難な事務かどうか。	
	チェック	理由
(4) 事業規模や施設の規模・配置などの観点から、特別区が処理することが困難な事務かどうか。		
チェック	理由	
(5) 大都市東京の安全性、機能性及び快適性の維持向上を図るため、都が一体的に処理することが必要な事務かどうか。		
チェック	理由	
(6) 法令の趣旨目的その他法令上の制約等により、移管することができない事務かどうか。		
チェック	理由	
(7) その他特段の事情があるかどうか。		
チェック	理由	

< 考え方 >		
○建設工事の適正な施工確保による発注者の保護を図るために行う、建設業（28業種）の許可及び建設業者の指導監督などに関する事務である。二以上の都道府県の区域内に営業所を設ける場合は国の許可となるものであり、営業所の所在に応じた分担も考えられるが、建設業の営業活動の範囲は営業所の所在区にとどまらず、広域に及ぶことが一般的であり、業の許可や指導、命令等については、広域的な活動を把握しながら対応する必要があるため、引き続き都が担う方向で検討すべきである。		
総合評価		
都	区	保

検討対象事務の内容



大区分 12 中区分 1 小区分 (1)

事業名	建設業の許可などに関する事務
担当	都市整備局

事 務 の 内 容	(事務の概要)	建設業を営もうとする者は、軽微な建設工事のみを請け負うことを業とする場合を除き、国土交通大臣又は都道府県知事の許可を受ける必要がある。都は、建設業法に基づき建設業(28業種)の東京都知事許可及び建設業者の指導監督等に関する事務を行っている。(建設業法)
	(主な事務内容)	<p>一 的都道府県の区域内にのみ営業所を設置する場合の建設業の許可、更新 (法第 3条)</p> <p>建設業の許可に当たっての条件の付加、変更 (法第 3条の2)</p> <p>建設業者と請負契約を締結した発注者が、不当に低い請負代金の禁止と不当な使用資材等の購入強制の禁止の規定に違反した場合の発注者に対する勧告 (法第 19条の5)</p> <p>登録経営状況分析機関が存在しない場合等における経営状況分析の実施 (法第 27条の35)</p> <p>建設業者団体に対する報告の要求 (法第 27条の38)</p> <p>建設業者に対する必要な指示、営業停止の命令 (法第 28条)</p> <p>建設業者の許可の取消し (法第 29条、29条の2)</p> <p>許可の取消し等の場合における建設工事施工の差止め命令 (法第 29条の3)</p> <p>営業停止命令をした場合における使用人による新たな営業開始の禁止 (法第 29条の4)</p> <p>都内で建設業を営む者に対する報告の徴収及び検査 (法第 31条)</p> <p>参考人の意見聴取 (法第 32条)</p>
	(特別区における事務処理の状況)	・標記の事務に関し、事務処理特例条例等に基づく都区の事務分担は行っていない。
	(標記事務の移管・委託等に関する状況): 無	
容	(その他)	

(都における事務処理の状況)

【都知事許可業者数(平成19年度末)】

	東京都	特別区
許可業者数	43,344	32,366

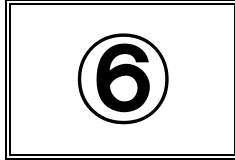
【平成19年度の事務処理件数(都全体)】

新規許可	2,569
更新	8,093
行政処分	13
相談(指導)	241
相談(助言)	419

【参考】建設工事紛争取扱件数(平成19年度、都全体)

あっせん	3
調停	29
仲裁	11
審査会開催回数	延べ144回
工事紛争相談	655

検討対象事務評価シート



法令に基づく事務

16 土砂災害警戒区域の指定などに関する事務											
事務名	概要及び備考	評価	広域	効率	専門	規模	一体	法令	特段	考 え 方	総合評価
1 土砂災害警戒区域の指定などに関する事務											
(1) 土砂災害警戒区域の指定などに関する事務	土砂災害警戒区域等における土砂災害防止対策の推進に関する法律に基づき、土砂災害から住民の生命を守るため、土砂災害のおそれがある区域についての危険の周知、警戒避難体制の整備、住宅等の新規立地の抑制などに関する事務を行う。	区	○							○土砂災害警戒区域の指定などに関する事務であり、広域的対応が必要なことから、都が担う方向で検討すべきである。	都
		都	○	○	○					○避難のための目安となる土砂災害警戒情報を効果的に発表するためには、警戒区域指定箇所の地域特性などの情報を、基礎調査によりあらかじめ把握しておく必要があるため、基礎調査、区域指定、警戒情報発表等に係わる業務を、都が一体的に処理することが重要である。 ○区域指定は、私権に制限を課すこととなるため、公平性の観点からも、区部全域における指定方針を、区の独自性によらず、統一する必要がある。 ○基礎調査結果は、今後都が実施するハード対策の基礎資料となる重要な情報のため、基礎調査は、都内全域において同一の調査レベルにする必要がある。 ○基礎調査は砂防関連事業のため、特殊性が高く、砂防関連業務の知識と経験を有する職員の確保が不可欠であるが、危険箇所数の少ない区部では、職員の確保が困難であることが想定される。 ○また、特定開発行為の許可は、区域指定を行う都が併せて行う必要がある。 よって、当該事務については、都に残す方向で検討する。	都

検討対象事務評価個票

〔都〕

6

大区分 16 中区分 1 小区分 (1)

事業名	土砂災害警戒区域の指定などに関する事務	
担当	建設局、都市整備局	
事業 業 評 価	(1) 各特別区の区域を超える事務のうち、都が広域的な立場から処理することが必要な事務かどうか。	
	チェック	理由 区界に急傾斜地が存在しているため、隣接区の急傾斜地から土砂災害を受けうるケースなど、土砂災害による被害範囲は、区界による明確な区分けが出来ないため、都民の安全性を担保するためには、区界にとられない都による広域的な処理が必要である。
	○	
	(2) 都から特別区に移管することにより、事業効果や事業効率に著しい支障が生じると考えられる事務かどうか。	
	チェック	理由
	(3) 人材や施設など専門性の確保の観点から、特別区が処理することが困難な事務かどうか。	
	チェック	理由 基礎調査は砂防関連事業のため、特殊性が高く、砂防関連事業の知識と経験を有する職員の確保が不可欠であるが、危険箇所数の少ない区部では、職員の確保が困難であることが想定される。
	○	
	(4) 事業規模や施設の規模・配置などの観点から、特別区が処理することが困難な事務かどうか。	
チェック	理由	
(5) 大都市東京の安全性、機能性及び快適性の維持向上を図るため、都が一体的に処理することが必要な事務かどうか。		
チェック	理由 避難のための目安となる土砂災害警戒情報を効果的に発表するためには、警戒区域指定箇所の地域特性などの情報を、基礎調査によりあらかじめ把握しておく必要があるため、基礎調査、区域指定、警戒情報発表等に係わる業務を、都が一体的に処理することが重要である。	
○		
(6) 法令の趣旨目的その他法令上の制約等により、移管することができない事務かどうか。		
チェック	理由	
(7) その他特段の事情があるかどうか。		
チェック	理由	

< 考え方 >								
○避難のための目安となる土砂災害警戒情報を効果的に発表するためには、警戒区域指定箇所の地域特性などの情報を、基礎調査によりあらかじめ把握しておく必要があるため、基礎調査、区域指定、警戒情報発表等に係わる業務を、都が一体的に処理することが重要である。								
○区域指定は、私権に制限を課すこととなるため、公平性の観点からも、区部全域における指定方針を、区の独自性によらず、統一する必要がある。								
○基礎調査結果は、今後都が実施するハード対策の基礎資料となる重要な情報のため、基礎調査は、都内全域において同一の調査レベルにする必要がある。								
○基礎調査は砂防関連事業のため、特殊性が高く、砂防関連業務の知識と経験を有する職員の確保が不可欠であるが、危険箇所数の少ない区部では、職員の確保が困難であることが想定される。								
○また、特定開発行為の許可は、区域指定を行う都が併せて行う必要がある。								
よって、当該事務については、都に残す方向で検討する。								
<table border="1" style="margin-left: auto;"> <tr> <th colspan="3">総合評価</th> </tr> <tr> <td style="text-align: center;">(都)</td> <td style="text-align: center;">区</td> <td style="text-align: center;">保</td> </tr> </table>			総合評価			(都)	区	保
総合評価								
(都)	区	保						

検討対象事務評価個票

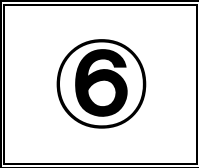
〔区〕

6

大区分 16 中区分 1 小区分 (1)

事業名		土砂災害警戒区域の指定などに関する事務		<p>< 考え方 ></p> <p>○土砂災害警戒区域の指定などに関する事務である。現在、特別区の区域内に土砂災害警戒区域、土砂災害特別警戒区域の指定はなく、また、広域的視点からの判断や対応が必要な事務であることから、引続き都が担う方向で検討すべきである。</p>			
担当局		建設局、都市整備局					
事	(1) 各特別区の区域を超える事務のうち、都が広域的な立場から処理することが必要な事務かどうか。						
	チェック	理由					
	○	土砂災害警戒区域の指定などに関する事務であり、広域的な観点からの判断や対応が必要であることから、都が処理することが適当である。					
	(2) 都から特別区に移管することにより、事業効果や事業効率に著しい支障が生じると考えられる事務かどうか。						
	チェック	理由					
	(3) 人材や施設など専門性の確保の観点から、特別区が処理することが困難な事務かどうか。						
	チェック	理由					
業	(4) 事業規模や施設の規模・配置などの観点から、特別区が処理することが困難な事務かどうか。						
	チェック	理由					
	(5) 大都市東京の安全性、機能性及び快適性の維持向上を図るため、都が一体的に処理することが必要な事務かどうか。						
評	チェック	理由					
	(6) 法令の趣旨目的その他法令上の制約等により、移管することができない事務かどうか。						
価	チェック	理由					
	(7) その他特段の事情があるかどうか。						
				総合評価			
				<table border="1"> <tr> <td>都</td> <td>区</td> <td>保</td> </tr> </table>	都	区	保
都	区	保					

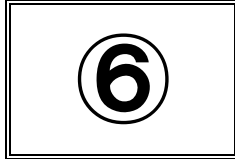
検討対象事務の内容



大区分 16 中区分 1 小区分 (1)

事業名	土砂災害警戒区域の指定などに関する事務						
担当	建設局、都市整備局						
事 務 内 容	(事務の概要) 基礎調査の実施、警戒区域の指定等の事務を行う。(土砂災害警戒区域等における土砂災害防止対策の推進に関する法律)						
	(主な事務内容) 基礎調査の実施 (法第4条第1項) 基礎調査のための土地の立入り等 (法第5条第1項) 土砂災害警戒区域の指定 (法第6条第1項) 土砂災害特別警戒区域の指定 (法第8条第1項) 指定の解除 (法第8条第8項) 特別警戒区域内に存する損壊建築物の所有者等に対する移転等の勧告 (法第25条第1項) 特定開発行為の許可等 (法第9条第1項、第12条、第13条第2項) 特定開発行為の変更の許可等 (法第16条) 工事完了の検査等 (法第17条第2項) 法に違反して特定開発行為をした者等に対する監督処分 (法第20条) 特定開発行為の許可等に当たっての立入検査 (法第21条第1項) 特定開発行為の許可等を受けた者に対する報告の徴収等 (法第22条)						
	(特別区における事務処理の状況) ・標記の事務に関し、事務処理特例条例等に基づく都区の事務分担は行っていない。						
	(標記事務の移管・委託等に関する状況): 無						
	(その他)						
(都における事務処理の状況)							
<table border="1" style="width: 100%;"> <tr> <td colspan="2">土砂災害警戒区域 (平成20年 3月31日現在)</td> <td style="text-align: right;">683</td> </tr> <tr> <td style="width: 50%;"></td> <td style="width: 30%;">うち区部</td> <td style="text-align: right;">0</td> </tr> </table>		土砂災害警戒区域 (平成20年 3月31日現在)		683		うち区部	0
土砂災害警戒区域 (平成20年 3月31日現在)		683					
	うち区部	0					
<table border="1" style="width: 100%;"> <tr> <td colspan="2">土砂災害特別警戒区域 (平成20年 3月31日現在)</td> <td style="text-align: right;">0</td> </tr> <tr> <td style="width: 50%;"></td> <td style="width: 30%;">うち区部</td> <td style="text-align: right;">0</td> </tr> </table>		土砂災害特別警戒区域 (平成20年 3月31日現在)		0		うち区部	0
土砂災害特別警戒区域 (平成20年 3月31日現在)		0					
	うち区部	0					

検討対象事務評価シート



法令に基づく事務

17 高齢者円滑入居賃貸住宅の登録などに関する事務											
事 務 名	概要及び備考	評価	広 域	効 率	専 門	規 模	一 体	法 令	特 段	考 え 方	総合評価
1 高齢者円滑入居賃貸住宅の登録などに関する事務											
(1) 高齢者円滑入居賃貸住宅の登録などに関する事務	高齢者の居住の安定確保に関する法律に基づき、高齢者の居住の安定確保に関する法律に基づき、高齢者の居住の安定の確保を図るため高齢者円滑入居賃貸住宅の登録などの事務を行う。	区								○高齢者の入居を拒まない賃貸住宅の登録などを行う事務であり、地域の実情に応じて対応できるよう特別区が担う方向で検討すべきである。	区
		都		○						○入居希望者はある程度広域を対象に住宅を探すことが想定されるなど、入居希望者の利便性を考慮し、都では、都内にとどまらず全国の登録情報が検索できる体制を整備している。 ○現在、都では、高齢者円滑入居賃貸住宅の登録事務について、都直営では実施しておらず、指定登録機関として指定された（財）東京都防災・建築まちづくりセンターにおいて実施している。 ○登録事務を区に移管した場合にも、他区市町村及び他府県の登録情報に留意する必要がある、各区が高齢者居住支援センター（国土交通大臣指定）である（財）高齢者住宅財団と適宜連携しながら取り組まなければならない。 ○なお、区に移管した場合には、①区において直営で実施するケース、②現行の都と同様、指定登録機関方式を採用するケースが想定されるが、 ・各区に担当の職員を配置することとなること（①②の場合） ・各区で指定登録機関を指定し、契約等必要な手続を行うこととなり、事務の重複が想定されること（②の場合） ・各区（又は各区に指定された各指定登録機関）が（財）高齢者住宅財団と連絡・調整等を行うことになり、事務が重複したり輻輳することが想定されること（①②の場合） など、現行と比べて非効率な事務執行となると考えられる。 よって、当該事務については、都に残す方向で検討する。	都

検討対象事務評価個票

〔都〕

6

大区分 17 中区分 1 小区分 (1)

事業名		高齢者円滑入居賃貸住宅の登録などに関する事務		<p>< 考え方 ></p> <p>○入居希望者はある程度広域を対象に住宅を探すことが想定されるなど、入居希望者の利便性を考慮し、都では、都内にとどまらず全国の登録情報が検索できる体制を整備している。</p> <p>○現在、都では、高齢者円滑入居賃貸住宅の登録事務について、都直営では実施しておらず、指定登録機関として指定された（財）東京都防災・建築まちづくりセンターにおいて実施している。</p> <p>○登録事務を区に移管した場合にも、他区市町村及び他府県の登録情報に留意する必要があり、各区が高齢者居住支援センター（国土交通大臣指定）である（財）高齢者住宅財団と適宜連携しながら取り組まなければならない。</p> <p>○なお、区に移管した場合には、①区において直営で実施するケース、②現行の都と同様、指定登録機関方式を採用するケースが想定されるが、</p> <ul style="list-style-type: none"> ・各区に担当の職員を配置することとなること（①②の場合） ・各区で指定登録機関を指定し、契約等必要な手続を行うこととなり、事務の重複が想定されること（②の場合） ・各区（又は各区に指定された各指定登録機関）が（財）高齢者住宅財団と連絡・調整等を行うことになり、事務が重複したり輻輳することが想定されること（①②の場合） <p>など、現行と比べて非効率な事務執行となると考えられる。</p> <p>よって、当該事務については、都に残す方向で検討する。</p>
担当		都市整備局		
事	(1) 各特別区の区域を超える事務のうち、都が広域的な立場から処理することが必要な事務かどうか。		理由	
	チェック			
	(2) 都から特別区に移管することにより、事業効果や事業効率に著しい支障が生じると考えられる事務かどうか。			
	チェック	理由 各区（又は各区に指定された各指定登録機関）が（財）高齢者住宅財団と連絡・調整等を行うことになり、事務が重複したり輻輳することが想定されるなど、現行と比べて非効率な事務執行となると考えられる。		
	○			
業	(3) 人材や施設など専門性の確保の観点から、特別区が処理することが困難な事務かどうか。		理由	
	チェック			
	(4) 事業規模や施設の規模・配置などの観点から、特別区が処理することが困難な事務かどうか。			
	チェック			
評	(5) 大都市東京の安全性、機能性及び快適性の維持向上を図るため、都が一体的に処理することが必要な事務かどうか。		理由	
	チェック			
	(6) 法令の趣旨目的その他法令上の制約等により、移管することができない事務かどうか。			
	チェック			
価	(7) その他特段の事情があるかどうか。		理由	
	チェック			

総合評価		
都	区	保

検討対象事務評価個票

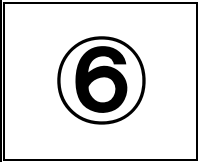
〔区〕

6

大区分 17 中区分 1 小区分 (1)

事業名		高齢者円滑入居賃貸住宅の登録などに関する事務		<p>< 考え方 ></p> <p>○高齢者の居住の安定の確保を図るために行う、高齢者の入居を拒まない賃貸住宅の登録及び指定登録機関の指定などに関する事務であり、地域の実情に応じた的確に対応できるよう、特別区が担う方向で検討すべきである。</p> <p>○事務処理特例により移譲している例があり、法令上の制約は受けないものと考えられる。</p>
担当局		都市整備局		
事	(1) 各特別区の区域を超える事務のうち、都が広域的な立場から処理することが必要な事務かどうか。			
	チェック	理由		
	(2) 都から特別区に移管することにより、事業効果や事業効率に著しい支障が生じると考えられる事務かどうか。			
	チェック	理由		
	(3) 人材や施設など専門性の確保の観点から、特別区が処理することが困難な事務かどうか。			
チェック	理由			
業	(4) 事業規模や施設の規模・配置などの観点から、特別区が処理することが困難な事務かどうか。			
	チェック	理由		
評	(5) 大都市東京の安全性、機能性及び快適性の維持向上を図るため、都が一体的に処理することが必要な事務かどうか。			
	チェック	理由		
価	(6) 法令の趣旨目的その他法令上の制約等により、移管することができない事務かどうか。			
	チェック	理由		
	(7) その他特段の事情があるかどうか。			
チェック	理由			
総合評価				
都		区	保	

検討対象事務の内容



大区分 17 中区分 1 小区分 (1)

事業名	高齢者円滑入居賃貸住宅の登録などに関する事務	
担当	都市整備局	
事務の内容	(事務の概要) 高齢者の居住の安定確保に関する法律(以下「法」という。)に基づき、高齢者の居住の安定の確保を図るため高齢者円滑入居賃貸住宅の登録等に関する事務を行う。	
	(主な事務内容) (高齢者円滑入居賃貸住宅)	
	事	高齢者円滑入居賃貸住宅の登録等 (法第 5～8条)
	務	登録住宅の賃貸人に対する助言又は指導 (法第 12条)
	の	登録事項の訂正指示 (法第 13条)
内容	高齢者円滑入居賃貸住宅の登録取消し、消除 (法第 14・15条)	
	指定登録機関の指定、公示等 (法第 17・20条)	
	指定登録機関が策定する登録事務規程に対する認可、変更命令 (法第 22条)	
	指定登録機関に対する監督命令、報告徴収、検査 (法第 24・25条)	
	指定登録機関が登録事務を休廃止することの許可 (法第 26条)	
指定登録機関の指定の取消し等 (法第 27条)		
指定登録機関が事務を休廃止した場合等における登録事務の実施 (法第 28条)		
(特別区における事務処理の状況)	標記事務に関し、事務処理特例条例等に基づく都区の事務分担は行っていない。	
(標記事務の移管・委託等に関する状況): 無		
(その他)		
(都における事務処理の状況)		
【高齢者円滑入居賃貸住宅とは】		
<ul style="list-style-type: none"> ・高齢者円滑入居賃貸住宅とは高齢者の入居を拒まない賃貸住宅である。 ・賃貸住宅の家主が、都道府県知事又は各都道府県の指定登録機関(*)に登録を行う。 ・登録情報は、都道府県・市町村の窓口、ホームページ、指定登録機関などで閲覧が可能。 ・なお、登録を受けた賃貸住宅のうち、家主が(財)高齢者住宅財団(国指定の高齢者居住支援センター)と基本約定を結んだ住宅では、家賃債務保証制度を利用することができる。 		
(*)東京都の指定登録機関は、(財)東京都防災・建築まちづくりセンター		
【登録住宅戸数(平成19年度末)】		
	東京都	特別区
登録住宅戸数	16,441	5,884
【平成19年度の事務処理件数(区部)】		
新規登録	62	
賃貸人に対する助言・指導	0	
登録事項の訂正指示	0	
登録の取消し	0	

検討対象事務評価シート

⑥

法令に基づく事務

20 不動産鑑定業者の登録などに関する事務											
事務名	概要及び備考	評価	広域	効率	専門	規模	一体	法令	特段	考 え 方	総合評価
1 不動産鑑定業者の登録などに関する事務											
(1) 不動産鑑定業者の登録などに関する事務	不動産の鑑定評価に関する法律に基づき、不動産の鑑定評価に関する法律に基づき、不動産鑑定業者の登録及び都内に主たる事務所を置く大臣登録業者に関する経由事務などの事務を行う。	区	○							○不動産鑑定業の登録などを行う事務であり、広域的な活動を把握しながら対応する必要があることから、都が担う方向で検討すべきである。	都
		都	○	○						○区に移管した場合には、各区に担当職員を配置することとなるが、一方で、事務処理件数は少ないことから、現行の体制（都の一元体制）に比べて非効率になると考えられる。加えて、区に移管した場合でも、都には新たに、各特別区との連絡調整など事務が生じることが予想されることから、総体として業務量が増となることが懸念される。 ○不動産鑑定業者の登録は、事務所の所在地により、国土交通大臣及び都道府県知事が行うものであるが、鑑定業を行う区域には制限がなく、広域的に鑑定を行う業者も多く、問題が発生し行政処分等を行う場合に広域的な対応が必要である。 よって、当該事務については、都に残す方向で検討する。	都

検討対象事務評価個票

〔都〕

6

大区分 20 中区分 1 小区分 (1)

事業名	不動産鑑定業者の登録などに関する事務
担当	都市整備局

事 業 評 価	(1) 各特別区の区域を超える事務のうち、都が広域的な立場から処理することが必要な事務かどうか。	
	チェック	理由 不動産鑑定業者の登録は、事務所の所在地により、国土交通大臣及び都道府県知事が行うものであるが、鑑定業を行う区域には制限がなく、広域的に鑑定を行う業者も多く、問題が発生し行政処分等を行う場合に広域的な対応が必要である。
	○	
	(2) 都から特別区に移管することにより、事業効果や事業効率に著しい支障が生じると考えられる事務かどうか。	
	チェック	理由 区に移管した場合には、各区に担当職員を配置することとなるが、一方で、事務処理件数は少ないことから、現行の体制（都の一元体制）に比べて非効率になると考えられる。
	○	
	(3) 人材や施設など専門性の確保の観点から、特別区が処理することが困難な事務かどうか。	
	チェック	理由
	(4) 事業規模や施設の規模・配置などの観点から、特別区が処理することが困難な事務かどうか。	
チェック	理由	
(5) 大都市東京の安全性、機能性及び快適性の維持向上を図るため、都が一体的に処理することが必要な事務かどうか。		
チェック	理由	
(6) 法令の趣旨目的その他法令上の制約等により、移管することができない事務かどうか。		
チェック	理由	
(7) その他特段の事情があるかどうか。		
チェック	理由	

< 考え方 >

○区に移管した場合には、各区に担当職員を配置することとなるが、一方で、事務処理件数は少ないことから、現行の体制（都の一元体制）に比べて非効率になると考えられる。加えて、区に移管した場合でも、都には新たに、各特別区との連絡調整など事務が生じることが予想されることから、総体として業務量が増となることが懸念される。

○不動産鑑定業者の登録は、事務所の所在地により、国土交通大臣及び都道府県知事が行うものであるが、鑑定業を行う区域には制限がなく、広域的に鑑定を行う業者も多く、問題が発生し行政処分等を行う場合に広域的な対応が必要である。

よって、当該事務については、都に残す方向で検討する。

総合評価		
都	区	保

検討対象事務評価個票

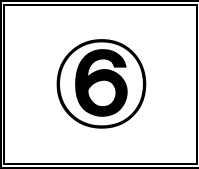
〔区〕

6

大区分 20 中区分 1 小区分 (1)

事業名		不動産鑑定業者の登録などに関する事務		<p>< 考え方 ></p> <p>○土地等の適正な価格の形成を図るために行う、不動産鑑定業の登録及び都内に主たる事務所を置く大臣登録業者に関する経由事務などに関する事務である。二以上の都道府県の区域内に事務所を設ける場合は国の許可となるものであり、事務所の所在状況に応じた分担も考えられるが、不動産鑑定業の営業活動の範囲は事務所の所在区にとどまらず、広域に及ぶことが一般的であり、業の許可や指導、命令等については、広域的な活動を把握しながら対応する必要があるため、引き続き都が担う方向で検討すべきである。</p>
担当局		都市整備局		
事	(1) 各特別区の区域を超える事務のうち、都が広域的な立場から処理することが必要な事務かどうか。			
	チェック	理由		
	○	不動産鑑定業の営業活動の範囲は事務所の所在区にとどまらず、広域に及ぶことが一般的であり、業の許可や指導、命令等については、広域的な活動を把握しながら対応する必要がある。		
	(2) 都から特別区に移管することにより、事業効果や事業効率に著しい支障が生じると考えられる事務かどうか。			
	チェック	理由		
	(3) 人材や施設など専門性の確保の観点から、特別区が処理することが困難な事務かどうか。			
チェック	理由			
業	(4) 事業規模や施設の規模・配置などの観点から、特別区が処理することが困難な事務かどうか。			
	チェック	理由		
評	(5) 大都市東京の安全性、機能性及び快適性の維持向上を図るため、都が一体的に処理することが必要な事務かどうか。			
	チェック	理由		
価	(6) 法令の趣旨目的その他法令上の制約等により、移管することができない事務かどうか。			
	チェック	理由		
	(7) その他特段の事情があるかどうか。			
チェック	理由			
総合評価				
都		区	保	

検討対象事務の内容



大区分 20 中区分 1 小区分 (1)

事業名	不動産鑑定業者の登録などに関する事務																								
担当	都市整備局																								
事 務 の 内 容	<p>(事務の概要)</p> <p>不動産鑑定業を営む者は、専任の不動産鑑定士を置き、国土交通大臣又は都道府県知事の登録を受けなければならない。大臣登録は二つ以上の都道府県に事務所を設置してその事業を営もうとする場合であり、知事登録は一つの都道府県に事務所を設置する場合である。都では、東京都知事の登録に関する業務及び都内に主たる事務所を置く大臣登録業者に関する経理事務を行っている。(不動産の鑑定評価に関する法律)</p>																								
	事 務 の 内 容	<p>(主な事務内容)</p> <table border="0"> <tr> <td>不動産鑑定業者登録簿への登録の実施(都のみに事務所を設ける場合)</td> <td>(法第 24条)</td> </tr> <tr> <td>不動産鑑定業者の登録の拒否</td> <td>(法第 25条)</td> </tr> <tr> <td>不動産鑑定業者の登録の消除</td> <td>(法第 30条)</td> </tr> <tr> <td>不動産鑑定業者登録簿等の供覧等</td> <td>(法第 31条第1項)</td> </tr> <tr> <td>不動産鑑定業者に対する監督処分</td> <td>(法第 41条)</td> </tr> <tr> <td>業務停止命令等を命じようとする場合の聴聞の実施</td> <td>(法第 43条第1項)</td> </tr> <tr> <td>聴聞の実施に当たっての参考人の意見の聴取</td> <td>(法第 43条第2項)</td> </tr> <tr> <td>参考人に対する費用の支給</td> <td>(法第 43条第3項)</td> </tr> <tr> <td>懲戒処分等の公告</td> <td>(法第 44条)</td> </tr> <tr> <td>不動産鑑定業者に対する報告の徴収及び立入検査</td> <td>(法第 45条第1項)</td> </tr> <tr> <td>不動産鑑定業者に対する助言又は勧告</td> <td>(法第 46条)</td> </tr> <tr> <td>不動産鑑定士等の団体に対する報告徴収、助言、勧告</td> <td>(法第 50条)</td> </tr> </table>	不動産鑑定業者登録簿への登録の実施(都のみに事務所を設ける場合)	(法第 24条)	不動産鑑定業者の登録の拒否	(法第 25条)	不動産鑑定業者の登録の消除	(法第 30条)	不動産鑑定業者登録簿等の供覧等	(法第 31条第1項)	不動産鑑定業者に対する監督処分	(法第 41条)	業務停止命令等を命じようとする場合の聴聞の実施	(法第 43条第1項)	聴聞の実施に当たっての参考人の意見の聴取	(法第 43条第2項)	参考人に対する費用の支給	(法第 43条第3項)	懲戒処分等の公告	(法第 44条)	不動産鑑定業者に対する報告の徴収及び立入検査	(法第 45条第1項)	不動産鑑定業者に対する助言又は勧告	(法第 46条)	不動産鑑定士等の団体に対する報告徴収、助言、勧告
不動産鑑定業者登録簿への登録の実施(都のみに事務所を設ける場合)	(法第 24条)																								
不動産鑑定業者の登録の拒否	(法第 25条)																								
不動産鑑定業者の登録の消除	(法第 30条)																								
不動産鑑定業者登録簿等の供覧等	(法第 31条第1項)																								
不動産鑑定業者に対する監督処分	(法第 41条)																								
業務停止命令等を命じようとする場合の聴聞の実施	(法第 43条第1項)																								
聴聞の実施に当たっての参考人の意見の聴取	(法第 43条第2項)																								
参考人に対する費用の支給	(法第 43条第3項)																								
懲戒処分等の公告	(法第 44条)																								
不動産鑑定業者に対する報告の徴収及び立入検査	(法第 45条第1項)																								
不動産鑑定業者に対する助言又は勧告	(法第 46条)																								
不動産鑑定士等の団体に対する報告徴収、助言、勧告	(法第 50条)																								
内 容	<p>(特別区における事務処理の状況)</p> <p>標記事務に関し、事務処理特例条例等に基づく都区の事務分担は行っていない。</p>																								
容	<p>(標記事務の移管・委託等に関する状況):無</p>																								
容	<p>(その他)</p>																								
(都における事務処理の状況)																									
<p>【不動産鑑定業とは】</p> <ul style="list-style-type: none"> ・「不動産鑑定業」とは、自ら行うと他人を使用して行うとを問わず、他人の求めに応じ報酬を得て、不動産の鑑定評価を業として行うこと。 ・不動産鑑定業を営むには不動産鑑定業者の登録を受ける必要がある。 2以上の都道府県に事務所を設ける者 → 国土交通大臣登録 その他の者 → その事務所の所在地の属する都道府県知事登録 ・不動産鑑定業者は、その事務所ごとに専任の不動産鑑定士を一人以上置かなければならない。 ・また、不動産鑑定業者は、毎年1月31日までに、過去一年間における事業実績の概要を記載した書面等の書類を国土交通大臣又は都道府県知事に提出しなければならない。 																									
<p>【都知事登録不動産鑑定業者数(平成20年3月末現在)】</p> <table border="1" style="margin-left: auto; margin-right: auto;"> <tr> <td></td> <td colspan="2" style="text-align: center;">東京都</td> </tr> <tr> <td></td> <td></td> <td style="text-align: center;">特別区</td> </tr> <tr> <td style="text-align: center;">登録業者数</td> <td style="text-align: center;">812</td> <td style="text-align: center;">728</td> </tr> </table>				東京都				特別区	登録業者数	812	728														
	東京都																								
		特別区																							
登録業者数	812	728																							
<p>【平成19年度の事務処理件数】</p> <table border="1" style="margin-left: auto; margin-right: auto;"> <tr> <td>新規登録</td> <td style="text-align: center;">68</td> </tr> <tr> <td>変更登録</td> <td style="text-align: center;">241</td> </tr> <tr> <td>廃業等の届出受理</td> <td style="text-align: center;">62</td> </tr> <tr> <td>戒告</td> <td style="text-align: center;">0</td> </tr> <tr> <td>業務停止命令</td> <td style="text-align: center;">0</td> </tr> <tr> <td>登録の消除</td> <td style="text-align: center;">0</td> </tr> <tr> <td>報告徴収</td> <td style="text-align: center;">0</td> </tr> <tr> <td>立入検査</td> <td style="text-align: center;">0</td> </tr> </table>			新規登録	68	変更登録	241	廃業等の届出受理	62	戒告	0	業務停止命令	0	登録の消除	0	報告徴収	0	立入検査	0							
新規登録	68																								
変更登録	241																								
廃業等の届出受理	62																								
戒告	0																								
業務停止命令	0																								
登録の消除	0																								
報告徴収	0																								
立入検査	0																								

検討対象事務評価シート

⑥

法令に基づく事務

21 不動産特定共同事業の許可などに関する事務											
事 務 名	概要及び備考	評 価	広 域	効 率	専 門	規 模	一 体	法 令	特 段	考 え 方	総 合 評 価
1 不動産特定共同事業の許可などに関する事務											
(1) 不動産特定共同事業の許可などに関する事務	不動産特定共同事業法に基づき、不動産事務所の設置許可及び都内に主たる事務所を置く大臣許可の業者に関する経由事務などの事務を行う。	区	○							<p>○不動産特定共同事業法に基づき、不動産事務所の設置許可などを行う事務であり、広域的な活動を把握しながら対応する必要があることから、都が担う方向で検討すべきである。</p>	都
		都		○	○					<p>○本事務については、事業の申請内容が正確に不動産特定共同事業契約約款に反映され、かつ、法令に反していないかなど審査に必要な不動産取引に関する知識やノウハウが必要である。</p> <p>○区に移管した場合には、各区の担当職員がそれぞれそうした知識・ノウハウを習得しなければならないが、一方で、許可業者数・申請件数は少ないことから、現行の体制（都の一元体制）に比べて非効率になると考えられる。加えて、区に移管した場合でも、都には新たに、各特別区との連絡調整など事務が生じることが予想されることから、総体として業務量が増となることが懸念される。</p> <p>○不動産特定共同事業を行うためには、宅地建物取引業の免許を受けていることが必要であり、宅地建物取引業の免許等の事務を行う都が一体的に行うことが効率的である。</p> <p>よって、当該事務については、都に残す方向で検討する。</p>	都

検討対象事務評価個票

〔都〕

6

大区分 21 中区分 1 小区分 (1)

事業名		不動産特定共同事業の許可などに関する事務		<p>< 考え方 ></p> <p>○本事務については、事業の申請内容が正確に不動産特定共同事業契約約款に反映され、かつ、法令に反していないかなど審査に必要な不動産取引に関する知識やノウハウが必要である。</p> <p>○区に移管した場合には、各区の担当職員がそれぞれそうした知識・ノウハウを習得しなければならないが、一方で、許可業者数・申請件数は少ないことから、現行の体制（都の一元体制）に比べて非効率になると考えられる。加えて、区に移管した場合でも、都には新たに、各特別区との連絡調整など事務が生じることが予想されることから、総体として業務量が増となることが懸念される。</p> <p>○不動産特定共同事業を行うためには、宅地建物取引業の免許を受けていることが必要であり、宅地建物取引業の免許等の事務を行う都が一体的に行うことが効率的である。</p> <p>よって、当該事務については、都に残す方向で検討する。</p>
担当		都市整備局		
事	(1) 各特別区の区域を超える事務のうち、都が広域的な立場から処理することが必要な事務かどうか。			
	チェック		理由	
	(2) 都から特別区に移管することにより、事業効果や事業効率に著しい支障が生じると考えられる事務かどうか。			
	チェック	理由	区に移管した場合には、各区の担当職員がそれぞれ知識・ノウハウを習得しなければならないが、一方で、許可業者数・申請件数は少ないことから、現行の体制（都の一元体制）に比べて非効率になると考えられる。	
	○			
業	(3) 人材や施設など専門性の確保の観点から、特別区が処理することが困難な事務かどうか。			
	チェック	理由	本事務については、事業の申請内容が正確に不動産特定共同事業契約約款に反映され、かつ、法令に反していないかなど審査に関する知識やノウハウが必要である。	
	○			
	(4) 事業規模や施設の規模・配置などの観点から、特別区が処理することが困難な事務かどうか。			
	チェック		理由	
評	(5) 大都市東京の安全性、機能性及び快適性の維持向上を図るため、都が一体的に処理することが必要な事務かどうか。			
	チェック		理由	
	(6) 法令の趣旨目的その他法令上の制約等により、移管することができない事務かどうか。			
	チェック		理由	
価	(7) その他特段の事情があるかどうか。			
	チェック		理由	

総合評価		
都	区	保

検討対象事務評価個票

〔区〕

6

大区分 21 中区分 1 小区分 (1)

事業名	不動産特定共同事業の許可などに関する事務	
担当局	都市整備局	
事 業 評 価	(1) 各特別区の区域を超える事務のうち、都が広域的な立場から処理することが必要な事務かどうか。	
	チェック	理由
	<input checked="" type="checkbox"/>	不動産特定共同事業の営業活動の範囲は事務所の所在区にとどまらず、広域に及ぶことが一般的であり、業の許可や指導、命令等については、広域的な活動を把握しながら対応する必要がある。
	(2) 都から特別区に移管することにより、事業効果や事業効率に著しい支障が生じると考えられる事務かどうか。	
	チェック	理由
	<input type="checkbox"/>	
	(3) 人材や施設など専門性の確保の観点から、特別区が処理することが困難な事務かどうか。	
チェック	理由	
<input type="checkbox"/>		
(4) 事業規模や施設の規模・配置などの観点から、特別区が処理することが困難な事務かどうか。		
チェック	理由	
<input type="checkbox"/>		
(5) 大都市東京の安全性、機能性及び快適性の維持向上を図るため、都が一体的に処理することが必要な事務かどうか。		
チェック	理由	
<input type="checkbox"/>		
(6) 法令の趣旨目的その他法令上の制約等により、移管することができない事務かどうか。		
チェック	理由	
<input type="checkbox"/>		
(7) その他特段の事情があるかどうか。		
チェック	理由	
<input type="checkbox"/>		

< 考え方 >		
○業務の適正な運営確保による事業参加者の利益保護を図るために行う、不動産事務所の設置許可及び都内に主たる事務所を置く大臣許可の業者に関する経由事務などに関する事務である。二以上の都道府県の区域内に事務所を設ける場合は国の許可となるものであり、事務所の所在状況に応じた分担も考えられるが、不動産特定共同事業の営業活動の範囲は事務所の所在区にとどまらず、広域に及ぶことが一般的であり、業の許可や指導、命令等については、広域的な活動を把握しながら対応する必要があるため、引き続き都が担う方向で検討すべきである。		
総合評価		
都	区	保

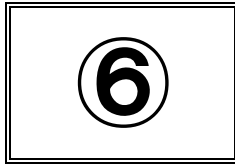
検討対象事務の内容

6

大区分 21 中区分 1 小区分 (1)

事業名	不動産特定共同事業の許可などに関する事務																											
担当	都市整備局																											
事	(事務の概要)	(都における事務処理の状況)																										
	<p>不動産特定共同事業者は、金融庁長官・国土交通大臣又は都道府県知事の許可を受けなければならない。大臣許可は二つ以上の都道府県に事務所を設置してその事業を営もうとする場合であり、知事許可は一つの都道府県に事務所を設置する場合である。都では、東京都知事の許可に関する事務及び都内に主たる事務所を置く大臣許可の業者に関する経理事務を行っている。(不動産特定共同事業法)</p>																											
務	(主な事務内容)	<p>【不動産特定共同事業とは】</p> <ul style="list-style-type: none"> ・「不動産特定共同事業」とは、事業者が、不動産特定共同事業契約を締結して投資家から出資を募り、当該契約に基づき営まれる不動産取引から生ずる収益又は利益の分配を投資家に行う行為及び当該契約を代理又は媒介をする行為である。 ・不動産特定共同事業を営もうとする者は許可を受ける必要がある。 <ul style="list-style-type: none"> 2以上の都道府県の区域内に事務所を設置してその事業を営もうとする場合 <ul style="list-style-type: none"> → 金融庁長官・国土交通大臣(現物で配分するものは国土交通大臣) 1の都道府県の区域内にのみ事務所を設置してその事業を営もうとする場合 <ul style="list-style-type: none"> → その事務所の所在地の属する都道府県知事登録 <p>【都知事許可業者数(平成20年3月末現在)】</p> <table border="1"> <thead> <tr> <th rowspan="2"></th> <th colspan="2">東京都</th> </tr> <tr> <th colspan="2">特別区</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td>許可業者数</td> <td>58</td> <td>57</td> </tr> </tbody> </table> <p>【平成19年度の事務処理件数】</p> <table border="1"> <tbody> <tr><td>許可</td><td>7</td></tr> <tr><td>業務種別の変更許可</td><td>0</td></tr> <tr><td>申請内容の変更届出受理</td><td>156</td></tr> <tr><td>廃業等の届出受理</td><td>4</td></tr> <tr><td>立入検査</td><td>0</td></tr> <tr><td>指示</td><td>0</td></tr> <tr><td>業務停止命令</td><td>0</td></tr> <tr><td>許可の取消し</td><td>0</td></tr> <tr><td>業務管理者の解任命令</td><td>0</td></tr> </tbody> </table>		東京都		特別区		許可業者数	58	57	許可	7	業務種別の変更許可	0	申請内容の変更届出受理	156	廃業等の届出受理	4	立入検査	0	指示	0	業務停止命令	0	許可の取消し	0	業務管理者の解任命令	0
				東京都																								
特別区																												
許可業者数	58	57																										
許可	7																											
業務種別の変更許可	0																											
申請内容の変更届出受理	156																											
廃業等の届出受理	4																											
立入検査	0																											
指示	0																											
業務停止命令	0																											
許可の取消し	0																											
業務管理者の解任命令	0																											
の	<p>不動産特定共同事業の許可(一の都道府県の区域内にのみ事務所を設置する場合) (法第 3条第1項)</p> <p>不動産特定共同事業の許可の条件の付与 (法第 4条第1項)</p> <p>主務大臣の許可を受けた者が一の都道府県の区域内にのみ事務所を有することとなった場合等の変更の許可 (法第 8条第1項)</p> <p>業務の種別の変更をしようとする場合等の変更の認可 (法第 9条第1項)</p> <p>不動産特定共同事業者に対する必要な指示 (法第 34条)</p> <p>不動産特定共同事業者に対する業務停止命令 (法第 35条)</p> <p>許可の取消し (法第 36条)</p> <p>業務管理者の解任命令 (法第 37条)</p> <p>監督処分公告 (法第 38条)</p> <p>必要な指導、助言及び勧告 (法第 39条)</p> <p>不動産特定共同事業を営む者に対する立入検査等 (法第 40条第1項)</p>																											
	(特別区における事務処理の状況)	標記事務に関し、事務処理特例条例等に基づく都区の事務分担は行っていない。																										
容	(標記事務の移管・委託等に関する状況): 無																											
	(その他)																											

検 討 対 象 事 務 評 価 シ ー ト



法令に基づく事務

31 廃棄物再生事業者の登録に関する事務											
事 務 名	概要及び備考	評 価	広 域	効 率	専 門	規 模	一 体	法 令	特 段	考 え 方	総 合 評 価
1 廃棄物再生事業者の登録に関する事務											
(1) 廃棄物再生事業者の登録に関する事務	廃棄物の処理及び清掃に関する法律に基づき、廃棄物の処理及び清掃に関する法律に基づき、廃棄物再生事業者の登録の事務を行う。	区	△							○廃棄物再生事業者の登録を行う事務であり、他の廃棄物処理関係の事務と合わせて、地域の実情に応じて対応できるよう特別区が担う方向で検討すべきである。	区
		都	○	○	○					○登録廃棄物再生事業者の多くは、事業場が所在する特別区だけでなく、他の特別区からの一般廃棄物や産業廃棄物の受入れも行っている。従って、各特別区の枠を超えた広域的な処理が一般的に行われている。このため、当該事務を特別区へ移管した場合、廃棄物処理の広域性を踏まえた対応が困難になる。 ○また、現状では、再生事業者として、220の業者が登録しているが、うち6割は産業廃棄物処理業の許可を有しており、登録審査や処理施設の立入指導・情報管理など、都が一体的に事務処理を遂行している。特別区には、産業廃棄物処理業に対する許可権限がないため、適切な事前相談や指導・立入業務に支障が生じる可能性がある。よって、当該事務は都に残す方向で検討する。	都

検討対象事務評価個票

〔都〕

6

大区分 31 中区分 1 小区分 (1)

事業名	廃棄物再生事業者の登録に関する事務	
担当	環境局	
事 業 評 価	(1) 各特別区の区域を超える事務のうち、都が広域的な立場から処理することが必要な事務かどうか。	
	チェック	理由 再生事業者は広域的に事業を営んでおり、その登録については広域的な立場から事務処理すべきものである。
	<input type="radio"/>	
	(2) 都から特別区に移管することにより、事務事業効果や事業効率に著しい支障が生じると考えられる事務	
	チェック	理由
	(3) 人材や施設など専門性の確保の観点から、特別区が処理することが困難な事務かどうか。	
	チェック	理由 産業廃棄物の専門的知識も必要であり、困難な事務である。
	<input type="radio"/>	
	(4) 事業規模や施設の規模・配置などの観点から、特別区が処理することが困難な事務かどうか。	
チェック	理由	
(5) 大都市東京の安全性、機能性及び快適性の維持向上を図るため、都が一体的に処理することが必要な事務かどうか。		
チェック	理由 大都市東京におけるリサイクル産業の健全な発展を図るには、都が広域的立場で一体的に処理する必要がある。	
<input type="radio"/>		
(6) 法令の趣旨目的その他法令上の制約等により、移管することができない事務かどうか。		
チェック	理由	
(7) その他特段の事情があるかどうか。		
チェック	理由	

< 考え方 >								
<p>○登録廃棄物再生事業者の多くは、事業場が所在する特別区だけでなく、他の特別区からの一般廃棄物や産業廃棄物の受入れも行っている。従って、各特別区の枠を超えた広域的な処理が一般的に行われている。このため、当該事務を特別区へ移管した場合、廃棄物処理の広域性を踏まえた対応が困難になる。</p> <p>○また、現状では、再生事業者として、220の業者が登録しているが、うち6割は産業廃棄物処理業の許可を有しており、登録審査や処理施設の立入指導・情報管理など、都が一体的に事務処理を遂行している。特別区には、産業廃棄物処理業に対する許可権限がないため、適切な事前相談や指導・立入業務に支障が生じる可能性がある。</p>								
よって、当該事務は都に残す方向で検討する。								
<table border="1" style="margin-left: auto;"> <tr> <th colspan="3">総合評価</th> </tr> <tr> <td style="text-align: center; border: 2px solid black; border-radius: 50%;">都</td> <td style="text-align: center;">区</td> <td style="text-align: center;">保</td> </tr> </table>			総合評価			都	区	保
総合評価								
都	区	保						

検討対象事務評価個票

〔区〕

6

大区分 31 中区分 1 小区分 (1)

事業名		廃棄物再生事業者の登録に関する事務		<p>< 考え方 ></p> <p>○廃棄物の排出を抑制及び廃棄物の適正な処理を図るために行う、廃棄物再生事業者の登録に関する事務である。指定都市、中核市等に移譲されている、一般廃棄物の処理施設設置者、産業廃棄物の排出事業者、処理業者、処理施設設置者に係る規制等に関する事務と同様、広域化する産業廃棄物処理の状況を踏まえた対応を考慮する必要があるが、区が行う清掃事業と合わせ、地域の実情に応じた廃棄物の適正な処理が行えるよう、特別区が担う方向で検討すべきである。</p> <p>○事務処理特例により移譲している例があり、法令上の制約は受けられないものと考えられる。</p>
担当局		環境局		
事	(1) 各特別区の区域を超える事務のうち、都が広域的な立場から処理することが必要な事務かどうか。			
	チェック	理由		
	<input type="checkbox"/>	一般廃棄物の処理施設設置者、産業廃棄物の排出事業者、処理業者、処理施設設置者に係る規制等に関する事務と同様、広域化する産業廃棄物処理の状況を踏まえた対応を考慮する必要がある。		
	(2) 都から特別区に移管することにより、事業効果や事業効率に著しい支障が生じると考えられる事務かどうか。			
	チェック	理由		
	<input type="checkbox"/>			
	(3) 人材や施設など専門性の確保の観点から、特別区が処理することが困難な事務かどうか。			
チェック	理由			
<input type="checkbox"/>				
業	(4) 事業規模や施設の規模・配置などの観点から、特別区が処理することが困難な事務かどうか。			
	チェック	理由		
	<input type="checkbox"/>			
評	(5) 大都市東京の安全性、機能性及び快適性の維持向上を図るため、都が一体的に処理することが必要な事務かどうか。			
	チェック	理由		
	<input type="checkbox"/>			
価	(6) 法令の趣旨目的その他法令上の制約等により、移管することができない事務かどうか。			
	チェック	理由		
	<input type="checkbox"/>			
	(7) その他特段の事情があるかどうか。			
チェック	理由			
<input type="checkbox"/>				
総合評価				
都		区	保	

検討対象事務の内容

6

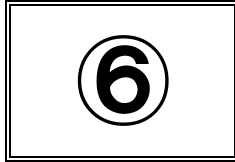
大区分 31 中区分 1 小区分 (1)

事業名	廃棄物再生事業者の登録に関する事務
担当	環境局
事 務 の 内 容	(事務の概要) 一般廃棄物や産業廃棄物の再生を業として営んでいる事業者のうち、施設や経営状況等一定の基準を満たしている場合に、廃棄物再生事業者の登録を行う。(廃棄物の処理及び清掃に関する法律)
	(主な事務内容) ・廃棄物再生事業者の登録(法第20条の2)
	(特別区における事務処理の状況) ・標記の事務に関し、事務処理特例条例等に基づく都区の事務分担は行っていない。
	(標記事務の移管・委託等に関する状況):無
容 (その他)	

(都における事務処理の状況)

	うち、一般廃棄物処理業の許可を受けている者	うち、産業廃棄物処理業の許可を受けている者
千代田	2	1
中央		
港	1	1
新宿	2	
文京	2	
台東	7	2
墨田	9	1
江東	22	7
品川	3	
目黒	1	
大田	24	6
世田谷	3	1
渋谷	2	
中野	6	1
杉並	10	1
豊島	2	
北	10	
荒川	10	
板橋	22	2
練馬	5	
足立	43	17
葛飾	15	6
江戸川	19	4
合計	220	50

検 討 対 象 事 務 評 価 シ ー ト



法令に基づく事務

32 解体工事業者の登録などに関する事務											
事 務 名	概要及び備考	評 価	広 域	効 率	専 門	規 模	一 体	法 令	特 段	考 え 方	総 合 評 価
1 解体工事業者の登録などに関する事務											
(1)解体工事業者の登録などに関する事務	建設工事に係る資材の再資源化等に関する法律に基づき、解体工事業者の登録などに関する事務を行う。	区	○							○解体工事業者の登録などに関する事務であり、活動が広域にわたることを考慮する必要があることから、都が担う方向で検討すべきである。	都
		都	○	○						○解体工事業を営もうとするもの（一部対象者を除く。）は、当該業を行おうとする区域を管轄する都道府県知事の登録を受けなければならない。このため二以上の都道府県知事の登録を受けている解体工事業者もいることから、都が広域的立場から登録・届出等の事務を行うことが望ましい。 ○解体工事業者は特別区の区域を越えて業を行っており、当該事務を特別区へ移管した場合、業者が複数区へ登録を行わなくてはならないなど、利便性が低下する。 ○処理実績が少ない区が多く、発生頻度を勘案すると特別区に事務を移管するメリットが少なく、事業効率にも支障が生じると考える。よって、当該事務については、都に残す方向で検討する。	都

検討対象事務評価個票

〔都〕

6

大区分 32 中区分 1 小区分 (1)

事業名		解体工事業者の登録などに関する事務		<p>< 考え方 ></p> <p>○解体工事業を営もうとするもの（一部対象者を除く。）は、当該業を行おうとする区域を管轄する都道府県知事の登録を受けなければならない。このため二以上の都道府県知事の登録を受けている解体工事業者もいることから、都が広域的立場から登録・届出等の事務を行うことが望ましい。</p> <p>○解体工事業者は特別区の区域を越えて業を行っており、当該事務を特別区へ移管した場合、業者が複数区へ登録を行わなくてはならないなど、利便性が低下する。</p> <p>○処理実績が少ない区が多く、発生頻度を勘案すると特別区に事務を移管するメリットが少なく、事業効率にも支障が生じると考える。</p> <p>よって、当該事務については、都に残す方向で検討する。</p>
担当		都市整備局		
事	(1) 各特別区の区域を超える事務のうち、都が広域的な立場から処理することが必要な事務かどうか。			
	チェック	理由		
	<input type="radio"/>	二以上の都道府県知事の登録を受けている解体工事業者もいるので、都が広域的立場から登録・届出等の事務を行うことが望ましい。		
	(2) 都から特別区に移管することにより、事業効果や事業効率に著しい支障が生じると考えられる事務かどうか。			
	チェック	理由		
	<input type="radio"/>	処理実績が少ない区が多く、発生頻度を勘案すると特別区に事務を移管するメリットが少ない。		
	(3) 人材や施設など専門性の確保の観点から、特別区が処理することが困難な事務かどうか。			
チェック	理由			
業	(4) 事業規模や施設の規模・配置などの観点から、特別区が処理することが困難な事務かどうか。			
	チェック	理由		
	<input type="radio"/>			
(5) 大都市東京の安全性、機能性及び快適性の維持向上を図るため、都が一体的に処理することが必要な事務かどうか。				
チェック	理由			
評	(6) 法令の趣旨目的その他法令上の制約等により、移管することができない事務かどうか。			
	チェック	理由		
価	(7) その他特段の事情があるかどうか。			
	チェック	理由		

総合評価		
都	区	保

検討対象事務評価個票

〔区〕

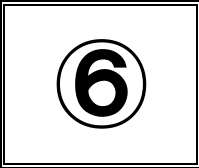
6

大区分 32 中区分 1 小区分 (1)

事業名	解体工事業者の登録などに関する事務	
担当局	環境局	
事 業 評 価	(1) 各特別区の区域を超える事務のうち、都が広域的な立場から処理することが必要な事務かどうか。	
	チェック	理由
	<input checked="" type="checkbox"/>	解体工事業者の活動範囲は、広域に及ぶことが一般的であり、業者の登録等については、広域的な活動を把握しながら対応する必要があるため、都が処理することが適当である。
	(2) 都から特別区に移管することにより、事業効果や事業効率に著しい支障が生じると考えられる事務かどうか。	
	チェック	理由
	<input type="checkbox"/>	
	(3) 人材や施設など専門性の確保の観点から、特別区が処理することが困難な事務かどうか。	
チェック	理由	
<input type="checkbox"/>		
(4) 事業規模や施設の規模・配置などの観点から、特別区が処理することが困難な事務かどうか。		
チェック	理由	
<input type="checkbox"/>		
(5) 大都市東京の安全性、機能性及び快適性の維持向上を図るため、都が一体的に処理することが必要な事務かどうか。		
チェック	理由	
<input type="checkbox"/>		
(6) 法令の趣旨目的その他法令上の制約等により、移管することができない事務かどうか。		
チェック	理由	
<input type="checkbox"/>		
(7) その他特段の事情があるかどうか。		
チェック	理由	
<input type="checkbox"/>		

< 考え方 >		
○解体工事業者の登録などに関する事務である。解体工事業者は、当該業務を行おうとする区域を管轄する都道府県知事の登録を受けなければならないとされており、各区毎に対応することも考えられるが、解体工事業者の活動範囲は、広域に及ぶことが一般的であり、業者の登録等については、広域的な活動を把握しながら対応する必要があるため、引続き都が担う方向で検討すべきである。		
総合評価		
都	区	保

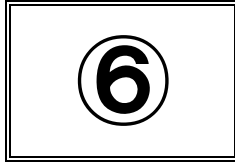
検討対象事務の内容



大区分 32 中区分 1 小区分 (1)

事業名	解体工事業者の登録などに関する事務																			
担当	都市整備局																			
事 務 の 内 容	(事務の概要) 解体工事業者の登録などに関する事務を行う。(建設工事に係る資材の再資源化等に関する法律)																			
	(主な事務内容) 解体工事業者の登録 (法第21条第1項) 解体工事業者登録簿への登録 (法第23条第1項) 解体工事業者登録の拒否 (法第24条第1項) 変更事項の解体工事業者登録簿への登録 (法第25条第2項) 解体工事業者の登録の抹消 (法第28条) 解体工事業者の登録が取り消された場合における解体工事の施工の差止め命令 (法第29条第2項) 解体工事業者の登録の取消し、事業停止命令 (法第35条第1項) 解体工事業者に対する報告徴収及び立入検査 (法第37条第1項)																			
	(特別区における事務処理の状況) ・標記の事務に関し、事務処理特例条例等に基づく都区の事務分担は行っていない。																			
	(標記事務の移管・委託等に関する状況): 無																			
	(その他)																			
(都における事務処理の状況)																				
<p>【解体工事業とは】</p> <ul style="list-style-type: none"> ・「解体工事業」とは、建設業のうち建築物等を除却するための解体工事を請け負う営業(その請け負った解体工事を他の者に請け負わせて営むものを含む。)である。 ・解体工事業を営もうとする者は都道府県知事の登録を受ける必要がある(ただし、建設業法に基づく土木、建築、とび・土工工事業の許可を受けたものを除く。) 																				
<p>【登録業者数(平成20年4月1日現在)】</p> <table border="1" style="margin-left: auto; margin-right: auto;"> <thead> <tr> <th></th> <th colspan="2">東京都</th> </tr> <tr> <th></th> <th>特別区</th> <th></th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td>登録業者数</td> <td>1,062</td> <td>403</td> </tr> </tbody> </table> <p style="text-align: right;">(注)東京都の1,062件には、他県業者数を含む。</p>				東京都			特別区		登録業者数	1,062	403									
	東京都																			
	特別区																			
登録業者数	1,062	403																		
<p>【平成19年度の事務処理件数】</p> <table border="1" style="margin-left: auto; margin-right: auto;"> <tbody> <tr><td>新規登録</td><td>198</td></tr> <tr><td>変更の届出受理</td><td>48</td></tr> <tr><td>廃業等の届出受理</td><td>26</td></tr> <tr><td>報告徴収</td><td>0</td></tr> <tr><td>立入検査</td><td>0</td></tr> <tr><td>登録の抹消</td><td>129</td></tr> <tr><td>登録の取消し</td><td>0</td></tr> <tr><td>業務停止命令</td><td>0</td></tr> <tr><td>登録更新</td><td>104</td></tr> </tbody> </table>			新規登録	198	変更の届出受理	48	廃業等の届出受理	26	報告徴収	0	立入検査	0	登録の抹消	129	登録の取消し	0	業務停止命令	0	登録更新	104
新規登録	198																			
変更の届出受理	48																			
廃業等の届出受理	26																			
報告徴収	0																			
立入検査	0																			
登録の抹消	129																			
登録の取消し	0																			
業務停止命令	0																			
登録更新	104																			

検 討 対 象 事 務 評 価 シ ー ト



法令に基づく事務

34 第一種フロン類回収業者の登録などに関する事務											
事 務 名	概要及び備考	評 価	広 域	効 率	専 門	規 模	一 体	法 令	特 段	考 え 方	総 合 評 価
1 第一種フロン類回収業者の登録などに関する事務											
(1) 第一種フロン類回収業者の登録などに関する事務	特定製品に係るフロン類の回収及び破壊の実施の確保等に関する法律に基づき、特定製品に係るフロン類の回収及び破壊の実施の確保等に関する法律に基づき、フロン類の回収業者等の登録、フロン類の破壊業者の許可及び事業者に対する立入検査の実施などの事務を行う。	区	○							○第一種フロン類回収業者の登録などに関する事務であり、活動が広域にわたることを考慮する必要があることから、都が担う方向で検討すべきである。	都
			都	○	○					○フロン類回収業者は、県域を越えて業務を行う者が多く、当該事務を特別区へ移管した場合、業者の利便性が低下する。 ○現行システムにおいては、都道府県知事が主務大臣にフロン類回収量等を通知し、主務大臣はフロン類破壊業者から破壊量等の報告を受けることとなっており、都道府県と国との連携のもとに、適切な処理が図られている。 よって、当該事務は都へ残す方向で検討する。	都

検討対象事務評価個票

〔都〕

⑥

大区分 34 中区分 1 小区分 (1)

事業名	第一種フロン類回収業者の登録などに関する事務	
担当	環境局	
事	(1) 各特別区の区域を超える事務のうち、都が広域的な立場から処理することが必要な事務かどうか。	
	チェック	理由 特別区の地域にあつては、多数の事業所を有し、広域的に事業を営んでいる引取業者が多くなっており、広域的な立場から事務処理すべきものである。
	<input type="radio"/>	
	(2) 都から特別区に移管することにより、事業効果や事業効率に著しい支障が生じると考えられる事務かどうか。	
	チェック	理由 回収業者は複数の区に対し、登録・許可等の手続きを行わなければならない、多大な負担を生じさせることになる。
	<input type="radio"/>	
	(3) 人材や施設など専門性の確保の観点から、特別区が処理することが困難な事務かどうか。	
チェック	理由	
<input type="checkbox"/>		
業	(4) 事業規模や施設の規模・配置などの観点から、特別区が処理することが困難な事務かどうか。	
	チェック	理由
	<input type="checkbox"/>	
評	(5) 大都市東京の安全性、機能性及び快適性の維持向上を図るため、都が一体的に処理することが必要な事務かどうか。	
	チェック	理由
	<input type="checkbox"/>	
価	(6) 法令の趣旨目的その他法令上の制約等により、移管することができない事務かどうか。	
	チェック	理由
	<input type="checkbox"/>	
価	(7) その他特段の事情があるかどうか。	
	チェック	理由
<input type="checkbox"/>		

<p>< 考え方 ></p> <p>○フロン類回収業者は、県域を越えて業務を行う者が多く、当該事務を特別区へ移管した場合、業者の利便性が低下する。</p> <p>○現行システムにおいては、都道府県知事が主務大臣にフロン類回収量等を通知し、主務大臣はフロン類破壊業者から破壊量等の報告を受けることとなっており、都道府県と国との連携のもとに、適切な処理が図られている。</p> <p>よって、当該事務は都へ残す方向で検討する。</p>								
<table border="1"> <tr> <th colspan="3">総合評価</th> </tr> <tr> <td style="text-align: center;">⑧ 都</td> <td style="text-align: center;">区</td> <td style="text-align: center;">保</td> </tr> </table>			総合評価			⑧ 都	区	保
総合評価								
⑧ 都	区	保						

検討対象事務評価個票

〔区〕

6

大区分 34 中区分 1 小区分 (1)

事業名	第一種フロン類回収業者の登録などに関する事務	
担当局	環境局	
事 業 評 価	(1) 各特別区の区域を超える事務のうち、都が広域的な立場から処理することが必要な事務かどうか。	
	チェック	理由
	<input type="radio"/>	第一種フロン類回収業者の活動範囲は、広域に及ぶことが一般的であり、業者の登録等については、広域的な活動を把握しながら対応する必要があるため、都が処理することが適当である。
	(2) 都から特別区に移管することにより、事業効果や事業効率に著しい支障が生じると考えられる事務かどうか。	
	チェック	理由
	<input type="checkbox"/>	
	(3) 人材や施設など専門性の確保の観点から、特別区が処理することが困難な事務かどうか。	
チェック	理由	
<input type="checkbox"/>		
(4) 事業規模や施設の規模・配置などの観点から、特別区が処理することが困難な事務かどうか。		
チェック	理由	
<input type="checkbox"/>		
(5) 大都市東京の安全性、機能性及び快適性の維持向上を図るため、都が一体的に処理することが必要な事務かどうか。		
チェック	理由	
<input type="checkbox"/>		
(6) 法令の趣旨目的その他法令上の制約等により、移管することができない事務かどうか。		
チェック	理由	
<input type="checkbox"/>		
(7) その他特段の事情があるかどうか。		
チェック	理由	
<input type="checkbox"/>		

< 考え方 >
 ○第一種フロン類回収業者の登録などに関する事務である。第一種フロン類回収業者は、当該業務を行おうとする区域を管轄する都道府県知事の登録を受けなければならないとされており、各区毎に対応することも考えられるが、第一種フロン類回収業者の活動範囲は、広域に及ぶことが一般的であり、業者の登録等については、広域的な活動を把握しながら対応する必要があるため、引続き都が担う方向で検討すべきである。

総合評価		
<input checked="" type="radio"/> 都	<input type="radio"/> 区	<input type="radio"/> 保

検討対象事務の内容

6

大区分 34 中区分 1 小区分 (1)

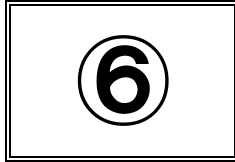
事業名	第一種フロン類回収業者の登録などに関する事務		
担当	環境局		
事 務 の 内 容	(事務の概要)		
	フロン類の回収業者等の登録、フロン類の破壊業者の許可及び事業者に対する立入検査の実施等による指導監督（特定製品に係るフロン類の回収及び破壊の実施の確保等に関する法律）		
	(主な事務内容)		

(都における事務処理の状況)	
第一種フロン類回収業者数（平成21年1月21日現在）	

千代田	31
中央	35
港	33
新宿	62
文京	21
台東	66
墨田	61
江東	90
品川	72
目黒	28
大田	149
世田谷	102
渋谷	22
中野	30
杉並	53
豊島	42
北	40
荒川	33
板橋	99
練馬	114
足立	152
葛飾	44
江戸川	105

平成19年度における実績	
法 § 10①登録の実施	1212
法 § 13①変更の届出の受理	131
法 § 23指導及び助言	0
法 § 24勧告及び命令	0
法 § 43報告の徴収	0
法 § 44①立入検査	5

検 討 対 象 事 務 評 価 シ ー ト



法令に基づく事務

44 電気工事業者の登録などに関する事務											
事 務 名	概要及び備考	評 価	広 域	効 率	専 門	規 模	一 体	法 令	特 段	考 え 方	総 合 評 価
1 電気工事業者の登録などに関する事務											
(1) 電気工事業者の登録などに関する事務	電気工事業者の業務の適正化に関する法律に基づき、一般家庭、商店等及びビル、工場等の電気工作物の保安を確保するため、電気工事業を営む者の登録、各種届出書の受理及び電気工事業者の業務の規制などの事務を行う。	区	○							○電気工事業者の登録などに関する事務であり、広域的な活動を把握しながら対応する必要があることから、都が担う方向で検討すべきである。	都
		都	○	○	○					○電気工事は、都民の安全・安心な生活の確保に影響を及ぼすものである。各事業者が取引を持つ消費者（工事区域）は複数の区や市又は他県等広範な地域に及ぶことがある。このため、その規制等に当たっては、都内における電気工事業者に関する情報を一元的に把握しておくことにより、事故や苦情対応等が発生した場合にも、迅速かつ的確に対応することが可能となる。 ○情報等を都が一元的に持つことで、営業所ごとに設置することになる主任電気工事士の登録に際しての重複登録等を防ぐことや二種電気工事士が主任電気工事士になるために必要な実務経験（3年）の確認に係る他県からの照会等への対応も効率的に行うことができる。 ○電気工事業者の登録等に当たっての審査や事業者に対する立入検査等には、知識と経験を有する専門職員による対応（例：実務経験の対象となる電気工事の区分の判断）が不可欠である。 よって、当該事務は都に残す方向で検討する。	都

検討対象事務評価個票

〔都〕

6

大区分 44 中区分 1 小区分 (1)

事業名	電気工事業者の登録などに関する事務	
担当	環境局	
事	(1) 各特別区の区域を超える事務のうち、都が広域的な立場から処理することが必要な事務かどうか。	
	チェック	理由 各事業者が取引を持つ消費者（工事区域）は複数の区や市又は他県等広範な地域に及ぶことがある。このため、その規制等に当たっては、都内における電気工事業者に関する情報を一元的に把握しておくことにより、事故や苦情対応等が発生した場合にも、迅速かつ的確に対応することが可能となる。
	<input type="radio"/>	
	(2) 都から特別区に移管することにより、事業効果や事業効率に著しい支障が生じると考えられる事務かどうか。	
	チェック	理由 情報等を都が一元的に持つことで、営業所ごとに設置することになる主任電気工事士の登録に際しての重複登録等を防ぐことや二種電気工事士が主任電気工事士になるために必要な実務経験（3年）の確認に係る他県からの照会等への対応も効率的に行うことができる。
	<input type="radio"/>	
	(3) 人材や施設など専門性の確保の観点から、特別区が処理することが困難な事務かどうか。	
チェック	理由 電気工事業者の登録等各種申請書類の審査や事業者への立入検査に当たっては、知識と経験を有する専門職員による対応が不可欠である。各区に都の業務が振り分けられた場合、専門的職員を個別に配置する業務量とならないため、各区ごとに専任の職員を確保して配置することが困難となる。	
<input type="radio"/>		
業	(4) 事業規模や施設の規模・配置などの観点から、特別区が処理することが困難な事務かどうか。	
	チェック	理由
	<input type="checkbox"/>	
評	(5) 大都市東京の安全性、機能性及び快適性の維持向上を図るため、都が一体的に処理することが必要な事務かどうか。	
	チェック	理由
	<input type="checkbox"/>	
価	(6) 法令の趣旨目的その他法令上の制約等により、移管することができない事務かどうか。	
	チェック	理由
	<input type="checkbox"/>	
(7) その他特段の事情があるかどうか。		
チェック	理由	
<input type="checkbox"/>		

< 考え方 >								
○電気工事は、都民の安全・安心な生活の確保に影響を及ぼすものである。各事業者が取引を持つ消費者（工事区域）は複数の区や市又は他県等広範な地域に及ぶことがある。このため、その規制等に当たっては、都内における電気工事業者に関する情報を一元的に把握しておくことにより、事故や苦情対応等が発生した場合にも、迅速かつ的確に対応することが可能となる。								
○情報等を都が一元的に持つことで、営業所ごとに設置することになる主任電気工事士の登録に際しての重複登録等を防ぐことや二種電気工事士が主任電気工事士になるために必要な実務経験（3年）の確認に係る他県からの照会等への対応も効率的に行うことができる。								
○電気工事業者の登録等に当たっては、審査や事業者に対する立入検査等には、知識と経験を有する専門職員による対応（例：実務経験の対象となる電気工事の区分の判断）が不可欠である。								
よって、当該事務は都に残す方向で検討する。								
<table border="1" style="margin-left: auto;"> <tr> <th colspan="3">総合評価</th> </tr> <tr> <td style="text-align: center;">都</td> <td style="text-align: center;">区</td> <td style="text-align: center;">保</td> </tr> </table>			総合評価			都	区	保
総合評価								
都	区	保						

検討対象事務評価個票

〔区〕

6

大区分 44 中区分 1 小区分 (1)

事業名		電気工事業者の登録などに関する事務		<p>< 考え方 ></p> <p>○電気工事業者の登録などに関する事務である。二以上の都道府県の区域内に営業所を設ける場合には国への登録となるものであり、営業所の所在に応じて分担することも考えられるが、電気工事業者の活動範囲は、広域に及ぶことが一般的であり、業者の登録等については、広域的な活動を把握しながら対応する必要があるため、引き続き都が担う方向で検討すべきである。</p>
担当局		環境局		
事	(1) 各特別区の区域を超える事務のうち、都が広域的な立場から処理することが必要な事務かどうか。			
	チェック	理由		
	<input type="radio"/>	電気工事業者の活動範囲は、広域に及ぶことが一般的であり、業者の登録等については、広域的な活動を把握しながら対応する必要があるため、都が処理することが適当である。		
	(2) 都から特別区に移管することにより、事業効果や事業効率に著しい支障が生じると考えられる事務かどうか。			
	チェック	理由		
	(3) 人材や施設など専門性の確保の観点から、特別区が処理することが困難な事務かどうか。			
	チェック	理由		
業	(4) 事業規模や施設の規模・配置などの観点から、特別区が処理することが困難な事務かどうか。			
	チェック	理由		
	(5) 大都市東京の安全性、機能性及び快適性の維持向上を図るため、都が一体的に処理することが必要な事務かどうか。			
評	チェック	理由		
	(6) 法令の趣旨目的その他法令上の制約等により、移管することができない事務かどうか。			
価	チェック	理由		
	(7) その他特段の事情があるかどうか。			
	チェック	理由		
総合評価				
都		区	保	

検討対象事務の内容

⑥

大区分 **44** 中区分 **1** 小区分 **(1)**

事業名	電気工事業者の登録などに関する事務		
担当	環境局		
事	(事務の概要)		
	電気工事の業務の適正化に関する法律に基づき、一般用(一般家庭、商店等)及び自家用(ビル、工場等)の電気工作物の保安を確保するため、電気工事業を営む者の登録、各種届出書の受理及び電気工事業者の業務の規制指導を行う。(電気工事の業務の適正化に関する法律)		
務	(主な事務内容)		
	一の都道府県の区域内にのみ営業所を設置してその事業を営む場合 における電気工事の登録、登録証の交付等		(法第3条第1項)
の	登録電気工事業者登録簿への登録		(法第5条)
	登録証の交付、再交付		(法第7条、12条)
	登録電気工事業者の登録の消除等		(法第14条、17条第2項)
	自家用電気工事のみに係る電気工事の事業の開始の延期等の勧告		(法第17条の3)
	登録電気工事業者又は通知電気工事業者に対する危険等防止命令		(法第27条第1項)
	登録電気工事業者に対する登録の取消し、事業停止命令		(法第28条第1項)
	通知電気工事業者に対する登録の取消し、事業停止命令		(法第28条第2項)
	当該都道府県の区域内で電気工事業を営む者(経済産業大臣の登録を受けた者等を除く)に対する報告徴収及び立入検査		(法第29条第1項)
	登録の取消し等の処分を行う場合の聴聞の実施		(法第30条第1項)
	登録電気工事業者又は通知電気工事業者と注文者との間の電気工事 に関して生じた苦情の処理のあつせん		(法第33条)
内	(特別区における事務処理の状況)		
	・標記の事務に関し、事務処理特例条例等に基づく都区の事務分担は行っていない。		
容	(標記事務の移管・委託等に関する状況):無		
	(その他)		

(都における事務処理の状況)

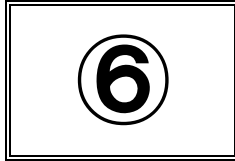
登録電気工事業者数 (平成20年3月31日現在)

千代田	45
中央	55
港	69
新宿	103
文京	69
台東	114
墨田	127
江東	149
品川	141
目黒	88
大田	334
世田谷	283
渋谷	64
中野	130
杉並	172
豊島	119
北	143
荒川	122
板橋	295
練馬	439
足立	467
葛飾	267
江戸川	337

平成19年度における実績

法第3条①電気工事業者の登録	971
法第10条①変更の届出受理	227
法第28条①登録電気工事業者に対する登録の取消し、事業停止命令	0
法第28条②事業停止命令	0
法第29条①報告徴収及び立入検査	8

検 討 対 象 事 務 評 価 シ ー ト



法令に基づく事務

95 貸金業の登録などに関する事務											
事 務 名	概要及び備考	評 価	広 域	効 率	専 門	規 模	一 体	法 令	特 段	考 え 方	総 合 評 価
1 貸金業の登録などに関する事務											
(1) 貸金業の登録などに関する事務	貸金業法に基づき、資金需要者等の利益の保護を図るため、貸金業の登録や登録業者の指導、立入検査などの事務を行う。	区	○							○貸金業の登録や指導などを行う事務であり、広域的な活動を把握しながら対応する必要があることから、都が担う方向で検討すべきである。	都
		都	○	○	○	○			○	(現状) 現在、貸金業者は営業地域が限定されていないため、都道府県登録の貸金業者は全国にダイレクトメールを送付したり、新聞・雑誌に広告を掲載するなど広域的な営業活動を実施している。そのため、遠隔地の資金需要者等から管轄の都道府県に貸金業者に関する苦情・相談を寄せられることが多い。しかし、遠隔地の相談者に対し管轄の都道府県が面談や事情聴取等を十分に行うことは困難である。 また、段階的に施行される貸金業法の改正により、貸金業登録業者数が急激に減少するものの、貸金業の形態が、グループ会社を通じて全国的に展開するものや、債権譲渡を中心とするもの、保証会社を活用するもの等、営業形態が複雑化・高度化していることに対応して、登録行政庁としての専門性・監督力を高めることが急務となっている。 こうした状況を踏まえつつも、将来的には貸金業者の広域的営業活動の実態に対応した登録制度とする必要があると考えており、「貸金業法に基づく事務については国直轄化を検討するよう」国へ要望（八都道府県金融主管課長名）したところである。 (移管についての考え方) 貸金業法に係る事務は、広域行政としてかつ専門性を持って取り組むべきものであり、都事務を区へ移管した場合、資金需要者等の利益の保護及び貸金業者の適切な業務運営の確保をこれまで以上に困難にすることから、移管すべきではない。	都

検討対象事務評価個票

〔都〕

6

大区分 95 中区分 1 小区分 (1)

事業名		貸金業の登録などに関する事務		<p>< 考え方 ></p> <p>(現状)</p> <p>現在、貸金業者は営業地域が限定されていないため、都道府県登録の貸金業者は全国にダイレクトメールを送付したり、新聞・雑誌に広告を掲載するなど広域的な営業活動を実施している。そのため、遠隔地の資金需要者等から管轄の都道府県に貸金業者に関する苦情・相談を寄せられことが多い。しかし、遠隔地の相談者に対し管轄の都道府県が面談や事情聴取等を十分に行うことは困難である。</p> <p>また、段階的に施行される貸金業法の改正により、貸金業登録業者数が急激に減少するものの、貸金業の形態が、グループ会社を通じて全国的に展開するものや、債権譲渡を中心とするもの、保証会社を活用するもの等、営業形態が複雑化・高度化していることに対応して、登録行政庁としての専門性・監督力を高めることが急務となっている。</p> <p>こうした状況を踏まえつつも、将来的には貸金業者の広域的営業活動の実態に対応した登録制度とする必要があると考えており、「貸金業法に基づく事務については国直轄化を検討するよう」国へ要望（八都道府県金融主管課長名）したところである。</p> <p>(移管についての考え方)</p> <p>貸金業法に係る事務は、広域行政としてかつ専門性を持って取り組むべきものであり、都事務を区へ移管した場合、資金需要者等の利益の保護及び貸金業者の適切な業務運営の確保をこれまで以上に困難にすることから、移管すべきではない。</p> <p>(参考)</p> <p>消費者庁関連法案では、貸金業の登録、検査、処分は金融庁が所管し、消費者庁は処分についての勧告権とそのための検査権限を持つことになる。処分については事前協議を受ける。都道府県所管のものについては、地方自治法との関連も考慮しつつ、事前協議、勧告、検査の内容を検討することになっている。消費者庁関連法案の内容は、貸金業にかかる登録・指導監督制度のあり方、内容を変えるため、区への移管問題をさらに困難にされると思われる。</p>
担当		産業労働局		
事	(1) 各特別区の区域を超える事務のうち、都が広域的な立場から処理することが必要な事務かどうか。			
	チェック	理由	貸金業の広域的な営業活動の実態、及び資金需要者等が全国に散在する状況を踏まえると貸金業行政は、全国統一的な基準で事務を遂行するのが基本である。都が広域的な立場で事務を遂行しないと、資金需要者等の利益の保護及び貸金業者の適切な業務運営の確保ができない。	
	○			
	(2) 都から特別区に移管することにより、事業効果や事業効率に著しい支障が生じると考えられる事務かどうか。			
	チェック	理由	区移管の場合、行政庁による統一的な貸金業の登録・指導監督が困難となり、事業の適切な執行に支障を生じる。	
	○			
	(3) 人材や施設など専門性の確保の観点から、特別区が処理することが困難な事務かどうか。			
チェック	理由	貸金業者の登録指導検査に関しては、専門的法律知識及び指導経験、ノウハウ等を要するが、区に移管した場合、配置人員が縮小し、人材の育成・確保、ノウハウ継承が困難となり、貸金業者の指導監督が適切に実施できなくなる。		
○				
業	(4) 事業規模や施設の規模・配置などの観点から、特別区が処理することが困難な事務かどうか。			
	チェック	理由	貸金業者の多寡とは無関係に、行政庁の法定事務負担があること、また、貸金業者の営業所は区を越えて移転することが多く、適正な指導監督のためには、所要人員の配置と登録行政庁間の連携が必要となるが、区にとっては、人的体制の確保は困難である。	
	○			
(5) 大都市東京の安全性、機能性及び快適性の維持向上を図るため、都が一体的に処理することが必要な事務かどうか。				
チェック	理由			
評	(6) 法令の趣旨目的その他法令上の制約等により、移管することができない事務かどうか。			
	チェック	理由		
価	(7) その他特段の事情があるかどうか。			
	チェック	理由	貸金業法の改正が4段階で施行され、最終改正は平成22年6月までに実施されることとなっている。現在は第二段階の施行であるが、すでに貸金業者が相当数減少しており、今後さらに減少すると考えられる。貸金業法附則では、完全施行の平成22年6月までの前後において、国で「資金需給の状況や法改正後の規定の実施状況について検証し、必要に応じて所要の見直しが行われる」ことを踏まえ、都としての対応をしていく必要がある。	
	○			

総合評価		
都	区	保

検討対象事務評価個票

〔区〕

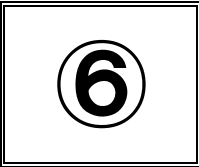
6

大区分 95 中区分 1 小区分 (1)

事業名	貸金業の登録などに関する事務	
担当局	産業労働局	
事	(1) 各特別区の区域を超える事務のうち、都が広域的な立場から処理することが必要な事務かどうか。	
	チェック	理由
	<input checked="" type="checkbox"/>	貸金業者の活動範囲は広域に及ぶことが一般的であり、業者の登録等については、広域的な活動を把握しながら対応する必要がある。
	(2) 都から特別区に移管することにより、事業効果や事業効率に著しい支障が生じると考えられる事務かどうか。	
	チェック	理由
	<input type="checkbox"/>	
	(3) 人材や施設など専門性の確保の観点から、特別区が処理することが困難な事務かどうか。	
チェック	理由	
<input type="checkbox"/>		
業	(4) 事業規模や施設の規模・配置などの観点から、特別区が処理することが困難な事務かどうか。	
	チェック	理由
	<input type="checkbox"/>	
評	(5) 大都市東京の安全性、機能性及び快適性の維持向上を図るため、都が一体的に処理することが必要な事務かどうか。	
	チェック	理由
	<input type="checkbox"/>	
価	(6) 法令の趣旨目的その他法令上の制約等により、移管することができない事務かどうか。	
	チェック	理由
	<input type="checkbox"/>	
	(7) その他特段の事情があるかどうか。	
チェック	理由	
<input type="checkbox"/>		

< 考え方 >		
○資金需要者等の利益の保護を図るために行う、貸金業の登録や登録業者の指導、立入検査などに関する事務である。二以上の都道府県の区域内に営業所等を設ける場合は国への登録となるものであり、営業所等の所在に応じて分担することも考えられるが、貸金業者の活動範囲は広域に及ぶことが一般的であり、業者の登録等については、広域的な活動を把握しながら対応する必要があることから、引き続き都が担う方向で検討すべきである。		
総合評価		
都	区	保

検討対象事務の内容



大区分 95 中区分 1 小区分 (1)

事業名	貸金業の登録などに関する事務	
担当	産業労働局	
事	(事務の概要) 貸金業法(以下「法」という。)に基づき、資金需要者等の利益の保護を図るため貸金業の登録や登録業者の指導、立入検査等に関する事務を行う。	
	(主な事務内容) (一の都道府県の区域内にのみ営業所又は事務所を設置してその事業を営もうとする場合)	
	貸金業の登録 (法第3条第1項)	
	登録の拒否 (法第6条第1項)	
	貸金業務取扱主任者研修の実施 (法第12条の3第5項)	
	貸金業務取扱主任者の解任勧告 (法第12条の3第9項)	
	貸金業務取扱主任者研修の委任 (法第12条の3第10項)	
	債権譲渡等の規制(§24の6の10準用規定) (法第24条)	
	保証等に係る求償権等の行使の規制(§24の6の10準用規定) (法第24条の2)	
	受託弁済に係る求償権等の行使の規制(§24の6の10準用規定) (法第24条の3)	
務	保証等に係る求償権等の譲渡の規制(§24の6の10準用規定) (法第24条の4)	
	受託弁済に係る求償権等の譲渡の規制(§24の6の10準用規定) (法第24条の5)	
	業務改善命令 (法第24条の6の3)	
	業務停止命令 (法第24条の6の4第1項)	
	役員の解任命令 (法第24条の6の4第2項)	
	登録の取消し (法第24条の6の5)	
	所在不明者等の登録の取消し (法第24条の6の6)	
	登録の抹消 (法第24条の6の7)	
	報告徴収及び立入検査 (法第24条の6の10)	
	貸金業協会の協会員でない貸金業者に対する監督 (法第24条の6の11)	
の	都道府県に対する協力 (法第41条の8)	
	登録等に関する意見聴取 (法第44条の3)	
	(特別区における事務処理の状況) ・標記の事務に関し、事務処理特例条例等に基づく都区の事務分担は行っていない。	
	(標記事務の移管・委託等に関する状況): 無	
	(その他) 消費者庁関連法案では、貸金業の登録、検査、処分は金融庁が所管し、消費者庁は処分についての勧告権を持ち、そのための検査権限を持つ。処分については事前協議を受ける。都道府県所管のものについては、地方自治法との関連も考慮しつつ、事前協議、勧告、検査の内容を検討することとなっている。	
	容	

(都における事務処理の状況)

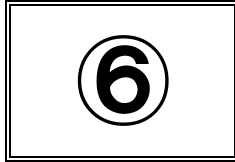
登録貸金業者数 (平成21年1月21日調査)

千代田	326
中央	215
港	309
新宿	156
文京	17
台東	72
墨田	23
江東	30
品川	42
目黒	12
大田	22
世田谷	17
渋谷	96
中野	14
杉並	20
豊島	83
北	11
荒川	15
板橋	14
練馬	15
足立	19
葛飾	9
江戸川	23

平成19年度実績 (都全体)

法§3①貸金業の登録	785
法§8①変更の届出の受理	1,810
法§24の6の3業務改善命令	0
法§24の6の4業務停止命令	2
法§24の6の4(第1項)登録の取消し 法§24の6の5登録の取消し 法§24の6の6(所在不明)登録の取消し	279
法§24の6の10報告徴収及び立入検査	3,745

検討対象事務評価シート



法令に基づく事務

96 旅行業の登録などに関する事務											
事 務 名	概要及び備考	評 価	広 域	効 率	専 門	規 模	一 体	法 令	特 段	考 え 方	総 合 評 価
1 旅行業の登録などに関する事務											
(1) 旅行業の登録などに関する事務	旅行業法に基づき、旅行の安全の確保を図るため、旅行業又は旅行業者代理店の登録などの事務を行う。	区	○							○旅行業又は旅行業者代理店の登録などを行う事務であり、活動が広域にわたることを考慮する必要があることから、都が担う方向で検討すべきである。	都
		都	○	○						○登録業者は特別区内にとどまらず、区域を越えて事業を行うことから、旅行者の利益を保護するためには都が広域的な立場で業を監理することが必要である。 ○また、特別区間の連絡調整事務や事務量の分散によりスケールメリットが効かなくなるなどのデメリットがある。 よって、当該事務は都に残す方向で検討する。	都

検討対象事務評価個票

〔都〕

6

大区分 96 中区分 1 小区分 (1)

事業名	旅行業の登録などに関する事務	
担当	産業労働局	
事 業 評 価	(1) 各特別区の区域を超える事務のうち、都が広域的な立場から処理することが必要な事務かどうか。	
	チェック	理由
	<input type="radio"/>	登録業者は特別区内にとどまらず、区域あるいは都域を越えて事業を行うことから、旅行者の利益を保護するためには都が広域的な立場で業を監理することが必要である。
	(2) 都から特別区に移管することにより、事業効果や事業効率に著しい支障が生じると考えられる事務かどうか。	
	チェック	理由
	<input type="radio"/>	理由 特別区間の連絡調整事務や事務量の分散によりスケールメリットが効かなくなるなどのデメリットがある。
	(3) 人材や施設など専門性の確保の観点から、特別区が処理することが困難な事務かどうか。	
チェック	理由	
(4) 事業規模や施設の規模・配置などの観点から、特別区が処理することが困難な事務かどうか。		
チェック	理由	
(5) 大都市東京の安全性、機能性及び快適性の維持向上を図るため、都が一体的に処理することが必要な事務かどうか。		
チェック	理由	
(6) 法令の趣旨目的その他法令上の制約等により、移管することができない事務かどうか。		
チェック	理由	
(7) その他特段の事情があるかどうか。		
チェック	理由	

< 考え方 >		
○登録業者は特別区内にとどまらず、区域を越えて事業を行うことから、旅行者の利益を保護するためには都が広域的な立場で業を監理することが必要である。		
○また、特別区間の連絡調整事務や事務量の分散によりスケールメリットが効かなくなるなどのデメリットがある。		
よって、当該事務は都に残す方向で検討する。		
総合評価		
都	区	保

検討対象事務評価個票

〔区〕

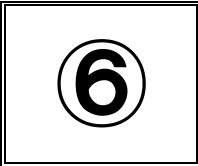
6

大区分 96 中区分 1 小区分 (1)

事業名		旅行業の登録などに関する事務	
担当局		産業労働局	
事 業 評 価	(1) 各特別区の区域を超える事務のうち、都が広域的な立場から処理することが必要な事務かどうか。		
	チェック	理由	
	<input checked="" type="checkbox"/>	旅行業の営業等の範囲は、広域に及ぶことが一般的であり、業の登録等については、広域的な活動を把握しながら対応する必要がある。	
	(2) 都から特別区に移管することにより、事業効果や事業効率に著しい支障が生じると考えられる事務かどうか。		
	チェック	理由	
	<input type="checkbox"/>		
	(3) 人材や施設など専門性の確保の観点から、特別区が処理することが困難な事務かどうか。		
チェック	理由		
<input type="checkbox"/>			
(4) 事業規模や施設の規模・配置などの観点から、特別区が処理することが困難な事務かどうか。			
チェック	理由		
<input type="checkbox"/>			
(5) 大都市東京の安全性、機能性及び快適性の維持向上を図るため、都が一体的に処理することが必要な事務かどうか。			
チェック	理由		
<input type="checkbox"/>			
(6) 法令の趣旨目的その他法令上の制約等により、移管することができない事務かどうか。			
チェック	理由		
<input type="checkbox"/>			
(7) その他特段の事情があるかどうか。			
チェック	理由		
<input type="checkbox"/>			

< 考え方 >		
○旅行の安全の確保を図るために行う旅行業又は旅行業者代理店の登録などに関する事務である。主たる営業所等の所在に応じた分担も考えられるが、旅行業の営業等の範囲は、広域に及ぶことが一般的であり、業の登録等については、広域的な活動を把握しながら対応する必要があるため、引き続き都が担う方向で検討すべきである。		
総合評価		
都	区	保

検討対象事務の内容



大区分 96 中区分 1 小区分 (1)

事業名	旅行業の登録などに関する事務
担当	産業労働局

事 務 の 内 容	(事務の概要)	
	旅行業法(以下「法」という。)に基づき、旅行の安全の確保を図るため旅行業又は旅行業者代理店の登録等に関する事務を行う。	
	(主な事務内容)	
	(第2種、第3種旅行業及び観光圏内限定旅行業者代理業以外の旅行業者代理業に係る事務)	
	旅行業及び旅行業者代理業の登録	(法第3条)
	登録の拒否	(法第6条第1項)
	有効期間更新の登録	(法第6条の3)
	変更登録	(法第6条の4第1項)
	供託の届出をすべき催告	(法第7条第4項)
	供託の届出がない場合の登録の取消し	(法第7条第5項)
旅行業約款の認可	(法第12条の2第1項)	
旅行業者代理業者に対する措置命令	(法第14条の3第4項)	
業務改善命令	(法第18条の3)	
登録の取消し等	(法第19条)	
登録の抹消等	(法第20条)	
意見の聴取	(法第23条)	
聴聞の実施	(法第23条の2第1項)	
報告徴収・立入検査	(法第26条第1・2項)	
(旅行業者等が組織する団体に関する事務(旅行業協会を除く))		
報告徴収・立入検査	(法第26条第1項)	
(特別区における事務処理の状況)		
・標記の事務に関し、事務処理特例条例等に基づく都区の事務分担は行っていない。		
(標記事務の移管・委託等に関する状況):無		
(その他)		

(都における事務処理の状況)

	第2種	第3種	旅行業者代理業者数
千代田	41	162	18
中央	30	168	17
港	49	231	22
新宿	25	161	14
文京	9	37	3
台東	10	56	2
墨田	5	22	1
江東	7	29	1
品川	11	38	2
目黒	2	23	2
大田	5	32	2
世田谷	4	34	8
渋谷	36	115	13
中野	3	29	2
杉並	6	16	1
豊島	12	91	7
北	3	33	2
荒川	4	16	0
板橋	5	20	0
練馬	5	31	2
足立	11	31	1
葛飾	3	20	1
江戸川	4	32	1
合計	290	1427	122

※平成21年1月31日現在

平成19年度実績(都全体)

法第3条 旅行業及び旅行業者代理業の登録	2072
法第4条 旅行業及び旅行業者代理業の登録の申請の受理	129
法第6条の4①変更登録	6
法第18条の3 業務改善命令	0
法第19条 登録の取消し等	0
法第20条 登録の抹消等	151

検討対象事務評価シート

⑥

法令に基づく事務

97 通訳案内士の登録などに関する事務											
事務名	概要及び備考	評価	広域	効率	専門	規模	一体	法令	特段	考え方	総合評価
1 通訳案内士の登録などに関する事務											
(1) 通訳案内士の登録などに関する事務	通訳案内士法に基づき、外国人観光客に対する接遇の向上を図るため、通訳案内士の登録などの事務を行う。	区	○							○通訳案内士の登録などを行う事務であり、活動が広域にわたることを考慮する必要があることから、都が担う方向で検討すべきである。	都
		都	○	○						○通訳案内士の活動範囲は定められておらず、都域を越えて通訳案内業務を行うことから、広域的に監理することが効果的である。 ○事務処理件数が少なく、都が行った方が効率的である。 よって、当該事務は都に残す方向で検討する。	都

検討対象事務評価個票

〔都〕

6

大区分 97 中区分 1 小区分 (1)

	事業名	通訳案内士の登録などに関する事務	
	担当	産業労働局	
事	(1) 各特別区の区域を超える事務のうち、都が広域的な立場から処理することが必要な事務かどうか。		
	チェック	<input type="radio"/>	理由 通訳案内士の活動範囲は定められておらず、都域を越えて通訳案内業務を行うことから、広域的に監理することが効果的である。
	(2) 都から特別区に移管することにより、事業効果や事業効率に著しい支障が生じると考えられる事務かどうか。		
	チェック	<input type="radio"/>	理由 事務処理件数が少なく、都が行った方が効率的である。
	(3) 人材や施設など専門性の確保の観点から、特別区が処理することが困難な事務かどうか。		
	チェック		理由
	(4) 事業規模や施設の規模・配置などの観点から、特別区が処理することが困難な事務かどうか。		
業	チェック		理由
	(5) 大都市東京の安全性、機能性及び快適性の維持向上を図るため、都が一体的に処理することが必要な事務かどうか。		
	チェック		理由
評	(6) 法令の趣旨目的その他法令上の制約等により、移管することができない事務かどうか。		
	チェック		理由
価	(7) その他特段の事情があるかどうか。		
	チェック		理由

＜ 考え方 ＞								
○通訳案内士の活動範囲は定められておらず、都域を越えて通訳案内業務を行うことから、広域的に監理することが効果的である。								
○事務処理件数が少なく、都が行った方が効率的である。								
よって、当該事務は都に残す方向で検討する。								
<table border="1" style="margin-left: auto; margin-right: 0;"> <tr> <th colspan="3" style="text-align: center;">総合評価</th> </tr> <tr> <td style="text-align: center; width: 33%;">都</td> <td style="text-align: center; width: 33%;">区</td> <td style="text-align: center; width: 33%;">保</td> </tr> </table>			総合評価			都	区	保
総合評価								
都	区	保						

検討対象事務評価個票

〔区〕

6

大区分 97 中区分 1 小区分 (1)

事業名		通訳案内士の登録などに関する事務		<p>< 考え方 ></p> <p>○外国人観光客に対する接遇の向上を図るために行う、通訳案内士の登録などに関する事務である。通訳案内士の住所地等に応じた分担も考えられるが、活動の範囲は、広域に及ぶことが一般的であり、登録等については、広域的な活動を把握しながら対応する必要があるため、引き続き都が担う方向で検討すべきである。</p>						
担当局		産業労働局								
事	(1) 各特別区の区域を超える事務のうち、都が広域的な立場から処理することが必要な事務かどうか。									
	チェック	理由								
	<input type="radio"/>	通訳案内士の活動の範囲は、広域に及ぶことが一般的であり、登録等については、広域的な活動を把握しながら対応する必要がある。								
	(2) 都から特別区に移管することにより、事業効果や事業効率に著しい支障が生じると考えられる事務かどうか。									
	チェック	理由								
	(3) 人材や施設など専門性の確保の観点から、特別区が処理することが困難な事務かどうか。									
	チェック	理由								
業	(4) 事業規模や施設の規模・配置などの観点から、特別区が処理することが困難な事務かどうか。									
	チェック	理由								
	(5) 大都市東京の安全性、機能性及び快適性の維持向上を図るため、都が一体的に処理することが必要な事務かどうか。									
評	チェック	理由								
	(6) 法令の趣旨目的その他法令上の制約等により、移管することができない事務かどうか。									
価	チェック	理由								
	(7) その他特段の事情があるかどうか。									
				総合評価						
				<table border="1" style="width: 100%; text-align: center;"> <tr> <td style="width: 33%;"><input type="radio"/></td> <td style="width: 33%;"><input type="radio"/></td> <td style="width: 33%;"><input type="radio"/></td> </tr> <tr> <td>都</td> <td>区</td> <td>保</td> </tr> </table>	<input type="radio"/>	<input type="radio"/>	<input type="radio"/>	都	区	保
<input type="radio"/>	<input type="radio"/>	<input type="radio"/>								
都	区	保								

検討対象事務の内容

6

大区分 97 中区分 1 小区分 (1)

事業名	通訳案内士の登録などに関する事務
担当	産業労働局

事 務 の 内 容	(事務の概要)	通訳案内士法(以下「法」という。)に基づき、外国人観光客に対する接遇の向上を図るため通訳案内士の登録等に関する事務を行う。
	(主な事務内容)	通訳案内士登録簿の作成 (法第 19条) 通訳案内士の登録の拒否 (法第 21条第1項) 登録の拒否にあたっての申請者への通知、意見の聴取 (法第 21条第2項) 通訳案内士の登録の抹消 (法第 25・26条) 通訳案内士に対する講習の実施等 (法第 32条第2項) 通訳案内士の懲戒処分 (法第 33条第1項) 懲戒処分を行う場合の聴聞 (法第 33条第2項) 通訳案内士からの報告の徴収 (法第 34条)
	(特別区における事務処理の状況)	・標記の事務に関し、事務処理特例条例等に基づく都区の事務分担は行っていない。
	(標記事務の移管・委託等に関する状況): 無	
容 (その他)		

(都における事務処理の状況)

通訳案内士の登録数 (平成20年3月31日現在)

千代田	26
中央	44
港	86
新宿	174
文京	106
台東	47
墨田	58
江東	111
品川	123
目黒	145
大田	180
世田谷	422
渋谷	81
中野	154
杉並	310
豊島	111
北	84
荒川	28
板橋	119
練馬	248
足立	79
葛飾	58
江戸川	85
合計	2879

平成19年度における実績(都全体)

法 § 21①登録の拒否	0
法 § 25、26登録の抹消	6
法 § 33①懲戒処分	0
法 § 34報告徴収	0

検討対象事務評価シート

⑥

法令に基づく事務

98 国際観光ホテルへの立入検査などに関する事務											
事務名	概要及び備考	評価	広域	効率	専門	規模	一体	法令	特段	考 え 方	総合評価
1 国際観光ホテルへの立入検査などに関する事務											
(1)国際観光ホテルへの立入検査などに関する事務	国際観光ホテル整備法に基づき、外客に対する接遇の充実を図るため、国際観光ホテルに対し立入検査などの事務を行う。	区								<p>○国際観光ホテルがサービス基準に適合していない場合は是正指示などを行う事務であり、地域の実情に応じて対応できるよう、特別区が担う方向で検討すべきである。</p>	区
		都	○	○						<p>○国際観光ホテルは一部の区に偏在しており、施設数も少ないことから、特別区へ移譲することは非効率である。また、訪日外国人に対する快適な宿泊施設の提供を目的としていることから、特別区が地域の実情を反映しながら行う事務ではない。</p> <p>○国際観光ホテルの登録は、観光庁長官の登録を受けた登録実施機関（社）日本観光協会）が一元的に行うことから、広域性を有する事務である。</p> <p>よって、当該事務は、都へ残す方向で検討する。</p>	都

検討対象事務評価個票

〔都〕

6

大区分 98 中区分 1 小区分 (1)

	事業名	国際観光ホテルへの立入検査などに関する事務
	担当	産業労働局
事 業 評 価	(1) 各特別区の区域を超える事務のうち、都が広域的な立場から処理することが必要な事務かどうか。	
	チェック	理由
	○	国際観光ホテルの登録は、観光庁長官の登録を受けた登録実施機関（社）日本観光協会）が一元的に行うことから、広域性を有する事務である。
	(2) 都から特別区に移管することにより、事業効果や事業効率に著しい支障が生じると考えられる事務かどうか。	
	チェック	理由
	○	国際観光ホテルは一部の区に偏在しており、施設数も少ないことから、特別区へ移譲することは非効率である。
	(3) 人材や施設など専門性の確保の観点から、特別区が処理することが困難な事務かどうか。	
	チェック	理由
	(4) 事業規模や施設の規模・配置などの観点から、特別区が処理することが困難な事務かどうか。	
	チェック	理由
	(5) 大都市東京の安全性、機能性及び快適性の維持向上を図るため、都が一体的に処理することが必要な事務かどうか。	
	チェック	理由
	(6) 法令の趣旨目的その他法令上の制約等により、移管することができない事務かどうか。	
	チェック	理由
(7) その他特段の事情があるかどうか。		
チェック	理由	

< 考え方 >
 ○国際観光ホテルは一部の区に偏在しており、施設数も少ないことから、特別区へ移譲することは非効率である。また、訪日外国人に対する快適な宿泊施設の提供を目的としていることから、特別区が地域の実情を反映しながら行う事務ではない。
 ○国際観光ホテルの登録は、観光庁長官の登録を受けた登録実施機関（社）日本観光協会）が一元的に行うことから、広域性を有する事務である。
 よって、当該事務は、都へ残す方向で検討する。

総合評価		
都	区	保

検討対象事務評価個票

〔区〕

6

大区分 98 中区分 1 小区分 (1)

事業名		国際観光ホテルへの立入検査などに関する事務		<p>< 考え方 ></p> <p>○外客に対する接遇の充実を図るため、国際観光ホテルがサービス基準に適合していない場合は是正指示などを行う事務である。登録は、国土交通大臣の登録を受けた登録実施機関（社団法人日本観光協会）が行い、登録ホテルの立入検査などは、国土交通大臣又は都道府県知事が行うこととされているが、地域の実情に応じた的確に対応できるよう、特別区が担う方向で検討すべきである。</p> <p>○事務処理特例により移譲している例があり、法令上の制約は受けないものと考えられる。</p>
担当局		産業労働局		
事 業 評 価	(1) 各特別区の区域を超える事務のうち、都が広域的な立場から処理することが必要な事務かどうか。			
	チェック	理由		
	(2) 都から特別区に移管することにより、事業効果や事業効率に著しい支障が生じると考えられる事務かどうか。			
	チェック	理由		
	(3) 人材や施設など専門性の確保の観点から、特別区が処理することが困難な事務かどうか。			
	チェック	理由		
	(4) 事業規模や施設の規模・配置などの観点から、特別区が処理することが困難な事務かどうか。			
チェック	理由			
(5) 大都市東京の安全性、機能性及び快適性の維持向上を図るため、都が一体的に処理することが必要な事務かどうか。				
チェック	理由			
(6) 法令の趣旨目的その他法令上の制約等により、移管することができない事務かどうか。				
チェック	理由			
(7) その他特段の事情があるかどうか。				
チェック	理由			
総合評価				
都		区	保	

検討対象事務の内容

6

大区分 98 中区分 1 小区分 (1)

事業名	国際観光ホテルへの立入検査などに関する事務
担当	産業労働局
事務 の 内 容	(事務の概要) 国際観光ホテル整備法(以下「法」という。)に基づき、外客に対する接遇の充実を図るため、国際観光ホテルに対し立入検査等に関する事務を行う。
	(主な事務内容) 登録ホテルの施設の改善その他その是正のための指示 (法第 12条第2項) 登録ホテルの施設の管理の方法の改善その他その是正のための指示等 (法第 13条第2項) 登録ホテル業等を営む者に対する報告徴収 (法第 44条第1項) 登録ホテル業等に対する立入検査 (法第 44条第3項)
	(特別区における事務処理の状況) ・標記の事務に関し、事務処理特例条例等に基づく都区の事務分担は行っていない。
	(標記事務の移管・委託等に関する状況):無
容 (その他)	

(都における事務処理の状況)

国際観光ホテル・旅館登録数 (平成21年 1月21日調査)

千代田	13
中央	11
港	15
新宿	13
文京	3
台東	13
墨田	2
江東	2
品川	3
目黒	1
大田	
世田谷	
渋谷	3
中野	
杉並	
豊島	2
北	
荒川	1
板橋	
練馬	
足立	
葛飾	
江戸川	1
合計	83

平成19年度実績 (都全体)

法 § 12②施設の改善その他その是正のための指示	0
法 § 13②管理の方法の改善その他その是正のための指示等	0
法 § 44①報告徴収	0
法 § 44③立入検査	2

検討対象事務評価シート

⑥

法令に基づく事務

111 障害者雇用支援センターの指定などに関する事務											
事 務 名	概要及び備考	評価	広 域	効 率	専 門	規 模	一 体	法 令	特 段	考 え 方	総合 評価
1 障害者雇用支援センターの指定などに関する事務											
(1)障害者雇用支援センターの指定などに関する事務	障害者の雇用の促進等に関する法律に基づき、障害者の職業の安定を図るため、障害者就業・生活支援センターの指定及び監督などの事務を行う。	区	○							○雇用や福祉の関係機関と連携して障害者の就業、生活を支援する障害者就業・生活支援センターの指定及び監督などを行う事務である。広域的な対応の必要があり、都が担う方向で検討すべきである。	都
		都	○	△						○都においては、平成20年度末までに全区市に区市町村障害者就労支援センターを設置し、障害者の就労・生活に関するきめ細かな支援を行うこととしており、本法に基づく障害者就業・生活支援センターは、区市町村に設置するセンターのコーディネート機能を担うことが期待されている。 ○障害者就業・生活支援センターは、国の補助事業であり、障害福祉圏域（都の場合は設けていないが、複数の市町村に跨る範囲が想定されている）に1ヶ所設置することが、国の方針として示されている。 よって、当該事務は、都へ残す方向で検討する。	都

検討対象事務評価個票

〔都〕

6

大区分 111 中区分 1 小区分 (1)

事業名	障害者雇用支援センターの指定などに関する事務	
担当	産業労働局	
事 業 評 価	(1) 各特別区の区域を超える事務のうち、都が広域的な立場から処理することが必要な事務かどうか。	
	チェック	理由 都においては、平成20年度末までに全区市に区市町村障害者就労支援センターを設置し、障害者の就労・生活に関するきめ細かな支援を行うこととしており、本法に基づく障害者就業・生活支援センターは、区市町村に設置するセンターのコーディネイト機能を担うことが期待されている。
	○	
	(2) 都から特別区に移管することにより、事業効果や事業効率に著しい支障が生じると考えられる事務かどうか。	
	チェック	理由 国の補助金申請に関しては、計画、実績等の報告が必要となるが、これは、都全体として報告をする必要がある。そのため、指定に関する権限を特別区に移管したとしても、市町村分との調整と合わせて都全体としての再調整が必要となる。この業務は都が実施することになるため、結果として都の業務が増加する。
	△	
	(3) 人材や施設など専門性の確保の観点から、特別区が処理することが困難な事務かどうか。	
	チェック	理由
	(4) 事業規模や施設の規模・配置などの観点から、特別区が処理することが困難な事務かどうか。	
	チェック	理由
	(5) 大都市東京の安全性、機能性及び快適性の維持向上を図るため、都が一体的に処理することが必要な事務かどうか。	
	チェック	理由
(6) 法令の趣旨目的その他法令上の制約等により、移管することができない事務かどうか。		
チェック	理由	
(7) その他特段の事情があるかどうか。		
チェック	理由	

< 考え方 >		
○都においては、平成20年度末までに全区市に区市町村障害者就労支援センターを設置し、障害者の就労・生活に関するきめ細かな支援を行うこととしており、本法に基づく障害者就業・生活支援センターは、区市町村に設置するセンターのコーディネイト機能を担うことが期待されている。		
○障害者就業・生活支援センターは、国の補助事業であり、障害福祉圏域(都の場合は設けていないが、複数の市町村に跨る範囲が想定されている)に1ヶ所設置することが、国の方針として示されている。		
よって、当該事務は、都へ残す方向で検討する。		
総合評価		
○ 都	区	保

検討対象事務評価個票

〔区〕

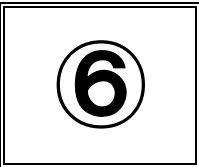
6

大区分 111 中区分 1 小区分 (1)

事業名	障害者雇用支援センターの指定などに関する事務	
担当局	産業労働局	
事 業 評 価	(1) 各特別区の区域を超える事務のうち、都が広域的な立場から処理することが必要な事務かどうか。	
	チェック	理由
	<input type="radio"/>	障害者就業・生活支援センターの活動区域についての指定はないが、都内に複数存在する場合は適切な運営のために活動区域を把握しながら対応するなど、広域的な対応が必要である。
	(2) 都から特別区に移管することにより、事業効果や事業効率に著しい支障が生じると考えられる事務かどうか。	
	チェック	理由
	<input type="checkbox"/>	
	(3) 人材や施設など専門性の確保の観点から、特別区が処理することが困難な事務かどうか。	
チェック	理由	
<input type="checkbox"/>		
(4) 事業規模や施設の規模・配置などの観点から、特別区が処理することが困難な事務かどうか。		
チェック	理由	
<input type="checkbox"/>		
(5) 大都市東京の安全性、機能性及び快適性の維持向上を図るため、都が一体的に処理することが必要な事務かどうか。		
チェック	理由	
<input type="checkbox"/>		
(6) 法令の趣旨目的その他法令上の制約等により、移管することができない事務かどうか。		
チェック	理由	
<input type="checkbox"/>		
(7) その他特段の事情があるかどうか。		
チェック	理由	
<input type="checkbox"/>		

< 考え方 >		
○障害者の職業の安定を図るため、雇用や福祉の関係機関と連携して障害者の就業、生活を支援する障害者就業・生活支援センターの指定及び監督などの事務である。障害者就業・生活支援センターの活動区域についての指定はないが、都内に複数存在する場合は適切な運営のために活動区域を把握しながら対応するなど、広域的な対応が必要であることから、引き続き都が担う方向で検討すべきである。		
総合評価		
都	区	保

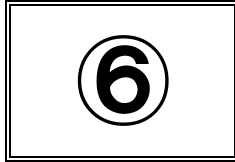
検討対象事務の内容



大区分 111 中区分 1 小区分 (1)

事業名	障害者雇用支援センターの指定などに関する事務						
担当	産業労働局						
事務内容	(事務の概要)	(都における事務処理の状況)					
	障害者の雇用の促進等に関する法律(以下「法」という。)に基づき、障害者の職業の安定を図るため、障害者就業・生活支援センターの指定及び監督等に関する事務を行う。	【障害者就業・生活支援センターとは】 雇用、保健、福祉、教育等の関係機関と連携しながら、障害者の就業およびそれに伴う生活に関する指導・助言、職業準備訓練の斡旋など、障害者の職業生活における自立を図るために必要な支援を行う。また、各区市に設置された障害者就労支援センター(都事業)間との情報交換や企業の情報収集や提供など、コーディネート機能を担う。					
	(主な事務内容)						
	厚生労働大臣が障害者雇用対策基本方針を定める際の厚生労働大臣に対する意見具申 (法第 7 条第 3 項)						
	事 (障害者就業・生活支援センター) 障害者就業・生活支援センターの指定 (法第 33 条第 1 項) 障害者就業・生活支援センターの事業計画書等の提出 (法第 35 条) 障害者就業・生活支援センターに対する監督命令、指定の取消し等 (法第 35 条)	<table border="1" style="margin-left: auto; margin-right: auto;"> <tr> <th colspan="2">指定数</th> </tr> <tr> <td style="text-align: center;">5</td> <td style="text-align: center;">うち区内</td> </tr> <tr> <td></td> <td style="text-align: center;">3</td> </tr> </table> 都における障害者就業・生活支援センター WEL'S TOKYO (千代田区) ワーキングトライ (板橋区) アイキャリア (世田谷区) オープナー (国立市) タラント (八王子市)	指定数		5	うち区内	
指定数							
5	うち区内						
	3						
(特別区における事務処理の状況)	【都の事務処理の状況】 指定業務以外の都の事務としては、新規(継続)指定の希望に関する調査、新規指定希望のあった法人の要件の具備等の確認、国(東京労働局)へ協議等を行っている。また、国の補助金交付に係る事業計画や実績報告の提出を受ける。						
・標記の事務に関し、事務処理特例条例等に基づく都区の事務分担は行っていない。							
(標記事務の移管・委託等に関する状況): 無							
(その他)							

検討対象事務評価シート



法令に基づく事務

125 重要文化財の管理又は修復の指揮監督などに関する事務											
事務名	概要及び備考	評価	広域	効率	専門	規模	一体	法令	特段	考 え 方	総合評価
1 重要文化財の管理又は修復の指揮監督などに関する事務											
(1) 重要文化財の管理又は修復の指揮監督などに関する事務	文化財保護法に基づき、重要文化財の保存管理又は修理についての指揮監督などの事務を行う。	区	○		△					<p>○国の指定による建造物や美術工芸品等の文化財保護等に係る指揮監督などを行う事務であり、都が広域的、専門的に対応しなければならないものを除き、特別区が担う方向で検討すべきである。</p>	都・区
		都	○	○	○					<p>○国の重要文化財の管理等についての指揮監督等については、国と連携して実務を行うことが多く、全国的に統一した基準で対応する必要があり、都が統一的に処理することが望ましい。</p> <p>○また、重要文化財の管理等についての指揮監督等については、実例が少なく（重要文化財の管理又は修理に係る指揮監督：19件）、都において一元的処理するほうが効率的である。</p> <p>○さらに、当該事務には専門的な知識を有する学芸員が必要であるが、各特別区の教育委員会には建造物・美術工芸品等を専門にする学芸員が少なく、適切な判断が困難な状況が推測される。</p> <p>よって、当該事務については、都に残す方向で検討する。</p>	都

検討対象事務評価個票

〔都〕

6

大区分 125 中区分 1 小区分 (1)

事業名		重要文化財の管理又は修復の指揮監督などに関する事務		<p>< 考え方 ></p> <p>○国の重要文化財の管理等についての指揮監督等については、国と連携して実務を行うことが多く、全国的に統一した基準で対応する必要があり、都が統一的に処理することが望ましい。</p> <p>○また、重要文化財の管理等についての指揮監督等については、実例が少なく（重要文化財の管理又は修理に係る指揮監督：19件）、都において一元的処理するほうが効率的である。</p> <p>○さらに、当該事務には専門的な知識を有する学芸員が必要であるが、各特別区の教育委員会には建造物・美術工芸品等を専門にする学芸員が少なく、適切な判断が困難な状況が推測される。</p> <p>よって、当該事務については、都に残す方向で検討する。</p>
担当		教育庁		
事	(1) 各特別区の区域を超える事務のうち、都が広域的な立場から処理することが必要な事務かどうか。			
	チェック	理由 国の重要文化財の管理・修理に関わる指揮監督等に関しては、全国的に統一した基準で対応する必要があり、広域的に統一的な判断基準で処理する必要がある。		
	○			
	(2) 都から特別区に移管することにより、事業効果や事業効率に著しい支障が生じると考えられる事務かどうか。			
	チェック	理由 重要文化財の管理等についての指揮監督等については、実例が少なく、都において一元的処理するほうが効率的である。		
	○			
	(3) 人材や施設など専門性の確保の観点から、特別区が処理することが困難な事務かどうか。			
チェック	理由 各区教委には建造物や美術工芸品等を専門にする学芸員が非常に少ないので、判断できない状況が推測される。			
○				
業	(4) 事業規模や施設の規模・配置などの観点から、特別区が処理することが困難な事務かどうか。			
	チェック	理由		
	(5) 大都市東京の安全性、機能性及び快適性の維持向上を図るため、都が一体的に処理することが必要な事務かどうか。			
	チェック	理由		
評	(6) 法令の趣旨目的その他法令上の制約等により、移管することができない事務かどうか。			
	チェック	理由		
価	(7) その他特段の事情があるかどうか。			
	チェック	理由		

総合評価		
都	区	保

検討対象事務評価個票

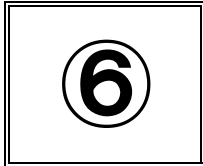
〔区〕

6

大区分 125 中区分 1 小区分 (1)

事業名		重要文化財の管理又は修復の指揮監督などに関する事務		<p>< 考え方 ></p> <p>○国の指定による建造物や美術工芸品等の文化財保護等に係る指揮監督などを行う事務であり、国との連絡調整や高度な専門性を考慮して、都が広域的、専門的に対応しなければならないものを除き、特別区が担う方向で検討すべきである。</p> <p>○事務処理特例により移譲している例があり、法令上の制約は受けないものと考えられる。</p> <p>○多岐に渡る文化財に対応するための高度な専門技術を有する人材の確保策等については、具体化に向けた検討の中で整理する必要がある。</p>
担当局		教育庁		
事	(1) 各特別区の区域を超える事務のうち、都が広域的な立場から処理することが必要な事務かどうか。			
	チェック	理由		
	○	国との連絡調整など、事務の広域性を考慮する必要がある。		
	(2) 都から特別区に移管することにより、事業効果や事業効率に著しい支障が生じると考えられる事務かどうか。			
	チェック	理由		
	(3) 人材や施設など専門性の確保の観点から、特別区が処理することが困難な事務かどうか。			
チェック	理由			
△	多岐に渡る文化財に対応するための高度な専門技術を有する人材の確保策等については、具体化に向けた検討の中で整理する必要がある。			
業	(4) 事業規模や施設の規模・配置などの観点から、特別区が処理することが困難な事務かどうか。			
	チェック	理由		
評	(5) 大都市東京の安全性、機能性及び快適性の維持向上を図るため、都が一体的に処理することが必要な事務かどうか。			
	チェック	理由		
価	(6) 法令の趣旨目的その他法令上の制約等により、移管することができない事務かどうか。			
	チェック	理由		
	(7) その他特段の事情があるかどうか。			
チェック	理由			
総合評価				
都		区		
		保		

検討対象事務の内容



大区分 125 中区分 1 小区分 (1)

事業名	重要文化財の管理又は修復の指揮監督などに関する事務		
担当	教育庁		
事務の内容	(事務の概要)	(都における事務処理の状況)	
	文化財保護法に基づく、重要文化財の保存管理又は修理について指揮監督等を行う。(文化財保護法)	【東京都の重要文化財】(文化庁国指定文化財等データベースより)	
	(主な事務内容)	重要文化財(美術工芸品)	2,262 うち国宝は235
		重要文化財(建造物)	67 うち国宝は1
		重要有形民俗文化財	7
		史跡名勝天然記念物	63
	重要文化財の管理又は修理に係る指揮監督(法第35条第3項)	【平成19年度の事務処理件数(全都)】	
	重要文化財の管理に関する命令又は勧告に係る指揮監督(法第36条第3項)		
	重要文化財の現状変更等の停止命令(文化庁長官が許可した現状変更等に係るものに限る)(法第43条第4項)		
	管理団体である地方公共団体その他法人による重要文化財の買取りに係る指揮監督(法第46条の2第2項)		
重要文化財の公開の停止命令(法第51条第5項)			
重要文化財の所在の場所を変更して公衆の観覧に供する場合の公開の停止命令(公開に係る重要文化財が当該都道府県の区域内に存するものである場合に限る)(法第51条の2)			
重要文化財の所有者等以外の者が公開する場合の公開の停止命令(法第53条第4項)			
重要有形民俗文化財の管理又は修理に係る指揮監督、管理に関する命令又は勧告に係る指揮監督(法第83条)			
重要有形民俗文化財の所有者等以外の者が公開する場合の公開の停止命令(法第84条第2項)			
重要有形民俗文化財の公開の停止命令、重要有形民俗文化財の所在の場所を変更して公衆の観覧に供する場合の公開の停止命令(公開に係る重要有形民俗文化財が当該都道府県の区域内に存するものである場合に限る)(法第85条)			
管理団体が行う史跡名勝天然記念物の管理又は修理に係る指揮監督(法第118条)	重要文化財の管理又は修理に係る指揮監督	19	
所有者が行う史跡名勝天然記念物の管理又は修理に係る指揮監督(法第120条)	重要文化財の管理に関する命令又は勧告に係る指揮監督	0	
史跡名勝天然記念物の管理に関する命令又は勧告に係る指揮監督(法第121条第2項)	管理団体である地方公共団体その他法人による重要文化財の買取りに係る指揮監督	0	
史跡名勝天然記念物の現状変更等の停止命令(文化庁長官が許可した現状変更等に係るものに限る)(法第125条第3項)	重要有形民俗文化財の管理又は修理に係る指揮監督、管理に関する命令又は勧告に係る指揮監督	0	
管理団体である地方公共団体その他法人による史跡名勝天然記念物の指定に係る土地又は建造物その他の土地の定着物の買取りに係る指揮監督(法第129条第2項)	管理団体が行う史跡名勝天然記念物の管理又は修理に係る指揮監督	0	
(特別区における事務処理の状況)	史跡名勝天然記念物の管理に関する命令又は勧告に係る指揮監督	5	
	管理団体である地方公共団体その他法人による史跡名勝天然記念物の指定に係る土地又は建造物その他の土地の定着物の買取りに係る指揮監督	0	
	国の指定により地方公共団体その他法人が管理する重要文化財、重要有形民俗文化財、史跡名勝天然記念物の管理に係る指揮監督、管理に関する命令又は勧告に係る指揮監督	0	
(標記事務の移管・委託等に関する状況): 無			
(その他)			

検 討 対 象 事 務 評 価 シ ー ト

⑥

法令に基づく事務

126 銃砲刀剣類の登録などに関する事務											
事 務 名	概要及び備考	評 価	広 域	効 率	専 門	規 模	一 体	法 令	特 段	考 え 方	総 合 評 価
1 銃砲刀剣類の登録などに関する事務											
(1) 銃砲刀剣類の登録などに関する事務	銃砲刀剣類所持等取締法に基づき、美術品若しくは骨とう品として価値のある古式鉄砲又は美術品として価値のある刀剣類の登録などに関する事務を行う。	区			○				○	○美術品として価値のある古式鉄砲や刀剣類の登録などに関する事務であり、専門性等の観点から、都が担う方向で検討すべきである。	都
		都	○	○	○					○銃砲刀剣類所持取締法の古式銃砲及び刀剣類の登録並びに刀剣類の製作承認については、治安上の見地から、都道府県公安委員会と連絡を取りながら、都道府県の教育委員会がその事務を行っている。 ○現在、データを一元管理しているが、移管することにより、以下の問題が発生することが見込まれる。 ・全国からの照会が煩雑になる。東京だけでなく各区にも照会しなければならない。 ・捜査、裁判関係の照会への迅速な対応が困難になる。 ・30万件のデータを移行しなければならない。 ○また、登録にあたっては、審査会を開催し現物鑑定を行っているが、刀剣審査を担当する専門家には限りがあり、特別区が個別に審査会を開催することは困難である。 よって、当該事務については、都に残す方向で検討する。	都

検討対象事務評価個票

〔都〕

6

大区分 126 中区分 1 小区分 (1)

事業名	銃砲刀剣類の登録などに関する事務		<p style="text-align: center;">＜ 考え方 ＞</p> <p>○銃砲刀剣類所持取締法の古式銃砲及び刀剣類の登録並びに刀剣類の製作承認については、治安上の見地から、都道府県公安委員会と連絡を取りながら、都道府県の教育委員会がその事務を行っている。</p> <p>○現在、データを一元管理しているが、移管することにより、以下の問題が発生することが見込まれる。</p> <ul style="list-style-type: none"> ・全国からの照会が煩雑になる。東京だけでなく各区にも照会しなければならない。 ・捜査、裁判関係の照会への迅速な対応が困難になる。 ・30万件のデータを移行しなければならない。 <p>○また、登録にあたっては、審査会を開催し現物鑑定を行っているが、刀剣審査を担当する専門家には限りがあり、特別区が個別に審査会を開催することは困難である。</p> <p style="text-align: center;">よって、当該事務については、都に残す方向で検討する。</p>				
担当	教育庁						
事	(1) 各特別区の区域を超える事務のうち、都が広域的な立場から処理することが必要な事務かどうか。	<table border="1" style="width: 100%; border-collapse: collapse;"> <tr> <td style="width: 10%; text-align: center;">チェック</td> <td></td> </tr> <tr> <td style="text-align: center;">○</td> <td>理由 現在、東京都の刀剣類の登録本数は約30万本で都教育委員会がデータを一元管理しており、道府県教育委員会や全国の警察・裁判所からの照会事務に対応しており、広域的な対応を求められる。</td> </tr> </table>		チェック		○	理由 現在、東京都の刀剣類の登録本数は約30万本で都教育委員会がデータを一元管理しており、道府県教育委員会や全国の警察・裁判所からの照会事務に対応しており、広域的な対応を求められる。
	チェック						
	○	理由 現在、東京都の刀剣類の登録本数は約30万本で都教育委員会がデータを一元管理しており、道府県教育委員会や全国の警察・裁判所からの照会事務に対応しており、広域的な対応を求められる。					
(2) 都から特別区に移管することにより、事業効果や事業効率に著しい支障が生じると考えられる事務かどうか。	<table border="1" style="width: 100%; border-collapse: collapse;"> <tr> <td style="width: 10%; text-align: center;">チェック</td> <td></td> </tr> <tr> <td style="text-align: center;">○</td> <td>理由 登録データは都教育委員会が一元管理しており、移管した場合、全国から各特別区に照会する必要があり、自治体等の事務量が増大する。また、データを各特別区ごとに集計していないので、移管する場合は膨大なデータの移管作業が必要となる。</td> </tr> </table>	チェック			○	理由 登録データは都教育委員会が一元管理しており、移管した場合、全国から各特別区に照会する必要があり、自治体等の事務量が増大する。また、データを各特別区ごとに集計していないので、移管する場合は膨大なデータの移管作業が必要となる。	
チェック							
○	理由 登録データは都教育委員会が一元管理しており、移管した場合、全国から各特別区に照会する必要があり、自治体等の事務量が増大する。また、データを各特別区ごとに集計していないので、移管する場合は膨大なデータの移管作業が必要となる。						
(3) 人材や施設など専門性の確保の観点から、特別区が処理することが困難な事務かどうか。	<table border="1" style="width: 100%; border-collapse: collapse;"> <tr> <td style="width: 10%; text-align: center;">チェック</td> <td></td> </tr> <tr> <td style="text-align: center;">○</td> <td>理由 登録にあたっては、審査会を開催し現物鑑定を行っている。刀剣審査を担当する専門家には限りがあり、特別区が個別に審査会を開催することは困難である。</td> </tr> </table>	チェック			○	理由 登録にあたっては、審査会を開催し現物鑑定を行っている。刀剣審査を担当する専門家には限りがあり、特別区が個別に審査会を開催することは困難である。	
チェック							
○	理由 登録にあたっては、審査会を開催し現物鑑定を行っている。刀剣審査を担当する専門家には限りがあり、特別区が個別に審査会を開催することは困難である。						
業	(4) 事業規模や施設の規模・配置などの観点から、特別区が処理することが困難な事務かどうか。	<table border="1" style="width: 100%; border-collapse: collapse;"> <tr> <td style="width: 10%; text-align: center;">チェック</td> <td></td> </tr> <tr> <td style="text-align: center;"></td> <td>理由</td> </tr> </table>	チェック			理由	
	チェック						
		理由					
(5) 大都市東京の安全性、機能性及び快適性の維持向上を図るため、都が一体的に処理することが必要な事務かどうか。	<table border="1" style="width: 100%; border-collapse: collapse;"> <tr> <td style="width: 10%; text-align: center;">チェック</td> <td></td> </tr> <tr> <td style="text-align: center;"></td> <td>理由</td> </tr> </table>	チェック			理由		
チェック							
	理由						
評	(6) 法令の趣旨目的その他法令上の制約等により、移管することができない事務かどうか。	<table border="1" style="width: 100%; border-collapse: collapse;"> <tr> <td style="width: 10%; text-align: center;">チェック</td> <td></td> </tr> <tr> <td style="text-align: center;"></td> <td>理由</td> </tr> </table>	チェック			理由	
	チェック						
	理由						
価	(7) その他特段の事情があるかどうか。	<table border="1" style="width: 100%; border-collapse: collapse;"> <tr> <td style="width: 10%; text-align: center;">チェック</td> <td></td> </tr> <tr> <td style="text-align: center;"></td> <td>理由</td> </tr> </table>	チェック			理由	
	チェック						
	理由						

総合評価		
都	区	保

検討対象事務評価個票

〔区〕

6

大区分 126 中区分 1 小区分 (1)

事業名	銃砲刀剣類の登録などに関する事務	
担当局	教育庁	
事 業 評 価	(1) 各特別区の区域を超える事務のうち、都が広域的な立場から処理することが必要な事務かどうか。	
	チェック	理由
	(2) 都から特別区に移管することにより、事業効果や事業効率に著しい支障が生じると考えられる事務かどうか。	
	チェック	理由
	(3) 人材や施設など専門性の確保の観点から、特別区が処理することが困難な事務かどうか。	
チェック	理由	
<input type="radio"/>	高度の専門性を有する登録審査会を定期的に開催する必要があるため、都が処理することが適当である。	
(4) 事業規模や施設の規模・配置などの観点から、特別区が処理することが困難な事務かどうか。		
チェック	理由	
(5) 大都市東京の安全性、機能性及び快適性の維持向上を図るため、都が一体的に処理することが必要な事務かどうか。		
チェック	理由	
(6) 法令の趣旨目的その他法令上の制約等により、移管することができない事務かどうか。		
チェック	理由	
(7) その他特段の事情があるかどうか。		
チェック	理由	
<input type="radio"/>	銃砲刀剣類の所持について、公安委員会や警察との密接な連携をとる必要がある。	

< 考え方 >		
○美術品として価値のある古式鉄砲や刀剣類の登録などに関する事務である。美術品の登録審査については、高度の専門性を有する登録審査会を定期的に開催する必要がある、また、美術品といえども銃砲刀剣類の所持について、公安委員会や警察とも密接な連携をとる必要があることから、引き続き都が担う方向で検討すべきである。		
総合評価		
<input type="radio"/>	<input type="radio"/>	<input type="radio"/>
都	区	保

検討対象事務の内容

⑥

大区分 126 中区分 1 小区分 (1)

事業名	銃砲刀剣類の登録などに関する事務	
担当	教育庁	
事 務 の 内 容	(事務の概要)	
	都道府県教育委員会は、美術品としての刀剣類等の登録などの事務を行う。(銃砲刀剣類所持等取締法)	
	(主な事務内容)	
	古式銃砲及び刀剣類の登録 (法第14条第1項)	
	登録証の交付 (法第15条第1項)	
刀剣類の製作の承認 (法第18条の2第1項)		
(特別区における事務処理の状況)		
・標記の事務に関し、事務処理特例条例等に基づく都区の事務分担は行っていない。		
(標記事務の移管・委託等に関する状況):無		
容 (その他)		
(都における事務処理の状況)		
【登録対象となる銃砲刀剣類】		
①古式銃砲		
・火なわ式銃砲		
・火打ち石式銃砲		
・管打ち式銃砲		
・紙葉包式銃砲		
・ピン打ち式銃砲		
・前各号に準ずる古式銃砲		
以上の形式の古式銃砲であって、次の条件 (客観的資料により証明できること) を満たすもの		
・日本製銃砲 概ね慶応三年 (西暦1867年) 以前に製造されたもの		
・外国製銃砲 概ね慶応三年 (西暦1867年) 以前に我が国に伝来したもの		
②刀剣類		
日本刀が対象。日本刀とは、武用又は鑑賞用として、伝統的な製作方法によって鍛錬し、焼き入れを施したものであり、やり、なぎなた、ほこ等はこれに含まれる。		
【平成19年度末の登録件数】		
	東京都	
登録件数	301,021	
【平成19年度の事務処理件数 (全都)】		
古式銃砲及び刀剣類の登録		2,210
登録を受けた銃砲又は刀剣類に係る届出		
	譲受け	3,861
	相続	303
	貸付け	0
	保管の委託	5
	貸付け、保管の委託の返還	0
刀剣類の製作の承認		79

検討対象事務評価シート

⑥

法令に基づく事務

127 割賦販売事業者に対する立入検査などに関する事務											
事務名	概要及び備考	評価	広域	効率	専門	規模	一体	法令	特段	考 え 方	総合評価
1 割賦販売事業者に対する立入検査などに関する事務											
(1) 割賦販売事業者に対する立入検査などに関する事務	営業所及び代理店が一の都道府県内のみにある場合に、割賦販売業者等に対する立入検査等を行う。		区	○						<p>○割賦販売業者等に対する立入検査などを行う事務であり、広域的な活動を把握しながら対応する必要があることから、都が担う方向で検討すべきである。</p>	都
			都	○	○	○				<p>○割賦販売法の前払式特定取引業者（友の会、互助会）に対する許可、改善命令、許可取消等の権限は経済産業省にあり、都は自治事務として、第40条「報告の徴収」及び第41条「立入検査」のみを行っている。</p> <p>○このため、事務の実施にあたっては同省と都の連携した迅速な対応が不可欠であるが、各特別区に事務を移管した場合に、事務処理における機動性、迅速性を欠くおそれがある。</p> <p>○また、割賦販売法の前払式特定取引業者（友の会、互助会）は、営業範囲、施設が広域で各特別区の区域を越えているため、都が広域的な立場から処理することが必要である。</p> <p>○なお、都が所管する割賦販売法の前払式特定取引業者（友の会、互助会）が都民から預かっている前受金の金額は約485億円あり、同業者が破綻した場合、その影響は各区の区域内にとどまらず、また、同業者が関係する百貨店、冠婚葬祭業等業界に対する都民の信用不安が起きかねないことから、経済産業省と連携して都が業務や経理の専門的な観点からの一体的に処理し健全性を保つ必要がある。</p> <p>よって、当該事務については、都に残す方向で検討する。</p>	都

検討対象事務評価個票

〔都〕

⑥

大区分 127 中区分 1 小区分 (1)

事業名	割賦販売事業者に対する立入検査などに関する事務	
担当	生活文化スポーツ局	
事 業 評 価	(1) 各特別区の区域を超える事務のうち、都が広域的な立場から処理することが必要な事務かどうか。	
	チェック	理由：割賦販売法の前払式特定取引業者（友の会、互助会）は、営業区域を定款等に都域又は複数区市町村として設定しているため、都が広域的な立場から処理することが必要である。
	○	
	(2) 都から特別区に移管することにより、事業効果や事業効率に著しい支障が生じると考えられる事務かどうか。	
	チェック	理由：東京都に委任されている報告徴収、立入検査以外の権限は経済産業省にあり、このため、事務の実施にあたっては同省と都の連携した迅速な対応が不可欠であるが、各特別区に事務を移管した場合に、事務処理における機動性、迅速性を欠くおそれがある。
	○	
	(3) 人材や施設など専門性の確保の観点から、特別区が処理することが困難な事務かどうか。	
	チェック	理由：割賦販売法の前払式特定取引業者にかかる業務や経理に関する専門的な知識を要する。
	○	
	(4) 事業規模や施設の規模・配置などの観点から、特別区が処理することが困難な事務かどうか。	
チェック	理由	
(5) 大都市東京の安全性、機能性及び快適性の維持向上を図るため、都が一体的に処理することが必要な事務かどうか。		
チェック	理由	
(6) 法令の趣旨目的その他法令上の制約等により、移管することができない事務かどうか。		
チェック	理由	
(7) その他特段の事情があるかどうか。		
チェック	理由	

< 考え方 >								
○割賦販売法の前払式特定取引業者（友の会、互助会）に対する許可、改善命令、許可取消等の権限は経済産業省にあり、都は自治事務として、第40条「報告の徴収」及び第41条「立入検査」のみを行っている。								
○このため、事務の実施にあたっては同省と都の連携した迅速な対応が不可欠であるが、各特別区に事務を移管した場合に、事務処理における機動性、迅速性を欠くおそれがある。								
○また、割賦販売法の前払式特定取引業者（友の会、互助会）は、営業範囲、施設が広域で各特別区の区域を越えているため、都が広域的な立場から処理することが必要である。								
○なお、都が所管する割賦販売法の前払式特定取引業者（友の会、互助会）が都民から預かっている前受金の金額は約485億円あり、同業者が破綻した場合、その影響は各区の区域内にとどまらず、また、同業者が関係する百貨店、冠婚葬祭業等業界に対する都民の信用不安が起きかねないことから、経済産業省と連携して都が業務や経理の専門的な観点からの一体的に処理し健全性を保つ必要がある。								
よって、当該事務については、都に残す方向で検討する。								
<table border="1" style="margin-left: auto;"> <tr> <th colspan="3">総合評価</th> </tr> <tr> <td style="text-align: center;">都</td> <td style="text-align: center;">区</td> <td style="text-align: center;">保</td> </tr> </table>			総合評価			都	区	保
総合評価								
都	区	保						

検討対象事務評価個票

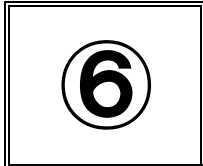
〔区〕

6

大区分 127 中区分 1 小区分 (1)

事業名		割賦販売事業者に対する立入検査などに関する事務		<p>< 考え方 ></p> <p>○購入者等の利益保護を図るために行う、割賦販売業者等に対する立入検査などに関する事務である。営業所及び代理店が二以上の都道府県の区域にある場合は国の役割となるものであり、営業所等の所在に応じた分担も考えられるが、割賦販売事業の営業活動の範囲は、広域に及ぶことが一般的であり、報告の徴収や立入検査については、広域的な活動を把握しながら対応する必要があることから、引き続き都が担う方向で検討すべきである。</p>
担当局		生活文化スポーツ局		
事	(1) 各特別区の区域を超える事務のうち、都が広域的な立場から処理することが必要な事務かどうか。			
	チェック	理由		
	○	割賦販売事業の営業活動の範囲は、広域に及ぶことが一般的であり、報告の徴収や立入検査については、広域的な活動を把握しながら対応する必要がある。		
	(2) 都から特別区に移管することにより、事業効果や事業効率に著しい支障が生じると考えられる事務かどうか。			
	チェック	理由		
	(3) 人材や施設など専門性の確保の観点から、特別区が処理することが困難な事務かどうか。			
チェック	理由			
業	(4) 事業規模や施設の規模・配置などの観点から、特別区が処理することが困難な事務かどうか。			
	チェック	理由		
評	(5) 大都市東京の安全性、機能性及び快適性の維持向上を図るため、都が一体的に処理することが必要な事務かどうか。			
	チェック	理由		
価	(6) 法令の趣旨目的その他法令上の制約等により、移管することができない事務かどうか。			
	チェック	理由		
	(7) その他特段の事情があるかどうか。			
チェック	理由			
総合評価				
都		区	保	

検討対象事務の内容



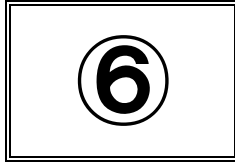
大区分 127 中区分 1 小区分 (1)

事業名	割賦販売事業者に対する立入検査などに関する事務
担当	生活文化スポーツ局

事務の内容	(事務の概要) 営業所及び代理店が一の都道府県内のみにある場合に、割賦販売業者等に対する立入検査等を行う。(割賦販売法)
	(主な事務内容) 許可割賦販売業者又は許可を受けた前払式特定取引業者に対する報告の徴収(法第40条) (営業所及び代理店が一の都道府県内のみにあるもの) 許可割賦販売業者又は許可を受けた前払式特定取引業者に対する立入検査(法第41条) (営業所及び代理店が一の都道府県内のみにあるもの)
	(特別区における事務処理の状況) ・標記の事務に関し、事務処理特例条例等に基づく都区の事務分担は行っていない。
内容	(標記事務の移管・委託等に関する状況): 無
	(その他)

(都における事務処理の状況)																									
(前払式割賦販売業者)																									
・商品売買に先立ち代金を分割して受領し完済後に商品を引き渡す事業者 例)「予約式」、「積立式」(ミシン、手織り機、ピアノなど)																									
(前払式特定取引業者)																									
・商品売買の取次ぎや役務提供に先立ち代金を分割して受領する事業者 例)「友の会」、「冠婚葬祭互助会」																									
【都知事所管事業者数(平成19年度末)																									
	<table border="1"> <thead> <tr> <th rowspan="2"></th> <th colspan="2">東京都</th> </tr> <tr> <th colspan="2">特別区</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td>前払式割賦販売</td> <td>0</td> <td>0</td> </tr> <tr> <td rowspan="2">前払式 特定取引</td> <td>友の会</td> <td>7</td> </tr> <tr> <td>互助会</td> <td>21</td> </tr> <tr> <td>計</td> <td>28</td> <td>19</td> </tr> </tbody> </table>		東京都		特別区		前払式割賦販売	0	0	前払式 特定取引	友の会	7	互助会	21	計	28	19								
	東京都																								
	特別区																								
前払式割賦販売	0	0																							
前払式 特定取引	友の会	7																							
	互助会	21																							
計	28	19																							
	平成18年12月廃業																								
【平成19年度事務処理件数(区部)】																									
	<table border="1"> <thead> <tr> <th></th> <th>報告徴収</th> <th>立入検査</th> <th>改善指摘</th> <th>財務分析</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td>前払式割賦販売</td> <td>—</td> <td>—</td> <td>—</td> <td>—</td> </tr> <tr> <td rowspan="2">前払式 特定取引</td> <td>友の会</td> <td>2</td> <td>2</td> <td>1</td> </tr> <tr> <td>互助会</td> <td>8</td> <td>8</td> <td>7</td> </tr> <tr> <td>計</td> <td>10</td> <td>10</td> <td>8</td> <td>17</td> </tr> </tbody> </table>		報告徴収	立入検査	改善指摘	財務分析	前払式割賦販売	—	—	—	—	前払式 特定取引	友の会	2	2	1	互助会	8	8	7	計	10	10	8	17
	報告徴収	立入検査	改善指摘	財務分析																					
前払式割賦販売	—	—	—	—																					
前払式 特定取引	友の会	2	2	1																					
	互助会	8	8	7																					
計	10	10	8	17																					

検 討 対 象 事 務 評 価 シ ー ト



法令に基づく事務

128 訪問販売事業者等に対する指示などに関する事務											
事 務 名	概要及び備考	評 価	広 域	効 率	専 門	規 模	一 体	法 令	特 段	考 え 方	総 合 評 価
1 訪問販売事業者等に対する指示などに関する事務											
(1) 訪問販売事業者等に対する指示などに関する事務	不適正な取引を行なっている疑いのある事業者を調査し、必要に応じて事業者指導、行政処分等を行い、不適正取引による消費者被害の未然・拡大防止を図る。	区	○							○不公正な勧誘行為等を行っている疑いのある事業者に対する調査、指導、行政処分などの事務であり、活動が広域にわたることを考慮する必要があることから、都が担う方向で検討すべきである。	都
		都	○							○店舗販売を対象としない特定商取引法では、事業者の勧誘範囲が一区市町村内に留まる事例は少なく、行政処分の範囲はより広域に亘っている。 ○また、一区市町村内で行われた不適正な勧誘による相談は、（勧誘が行われた区市町村とは異なる）当該消費者の居住地である区市町村の窓口で行われる事例が多く、都内全域を網羅して調査を行うことが適当である。 よって、当該事務については、都に残す方向で検討する。	都

検討対象事務評価個票

〔都〕

6

大区分 128 中区分 1 小区分 (1)

事業名	訪問販売事業者等に対する指示などに関する事務		<p>< 考え方 ></p> <p>○店舗販売を対象としない特定商取引法では、事業者の勧誘範囲が一区市町村内に留まる事例は少なく、行政処分の範囲はより広域に亘っている。</p> <p>○また、一区市町村内で行われた不適正な勧誘による相談は、（勧誘が行われた区市町村とは異なる）当該消費者の居住地である区市町村の窓口で行われる事例が多く、都内全域を網羅して調査を行うことが適当である。</p> <p>よって、当該事務については、都に残す方向で検討する。</p>
担当	生活文化スポーツ局		
事	(1) 各特別区の区域を超える事務のうち、都が広域的な立場から処理することが必要な事務かどうか。		
	チェック	理由：事業者の勧誘範囲が一区市町村内に留まる事例は少なく、行政処分の範囲は広域に亘っている。	
	○		
	(2) 都から特別区に移管することにより、事業効果や事業効率に著しい支障が生じると考えられる事務かどうか。		
業	チェック	理由	
	(3) 人材や施設など専門性の確保の観点から、特別区が処理することが困難な事務かどうか。		
	チェック	理由	
	(4) 事業規模や施設の規模・配置などの観点から、特別区が処理することが困難な事務かどうか。		
	チェック	理由	
評	(5) 大都市東京の安全性、機能性及び快適性の維持向上を図るため、都が一体的に処理することが必要な事務かどうか。		
	チェック	理由	
	(6) 法令の趣旨目的その他法令上の制約等により、移管することができない事務かどうか。		
価	チェック	理由	
	(7) その他特段の事情があるかどうか。		
			総合評価
			都 区 保

検討対象事務評価個票

〔区〕

6

大区分 128 中区分 1 小区分 (1)

事業名	訪問販売事業者等に対する指示などに関する事務	
担当局	生活文化スポーツ局	
事 業 評 価	(1) 各特別区の区域を超える事務のうち、都が広域的な立場から処理することが必要な事務かどうか。	
	チェック	理由
	<input type="radio"/>	販売事業者の活動範囲は、広域に及ぶことが一般的であり、指示や命令等については、広域的な活動を把握しながら対応する必要がある。
	(2) 都から特別区に移管することにより、事業効果や事業効率に著しい支障が生じると考えられる事務かどうか。	
	チェック	理由
	(3) 人材や施設など専門性の確保の観点から、特別区が処理することが困難な事務かどうか。	
	チェック	理由
(4) 事業規模や施設の規模・配置などの観点から、特別区が処理することが困難な事務かどうか。		
チェック	理由	
(5) 大都市東京の安全性、機能性及び快適性の維持向上を図るため、都が一体的に処理することが必要な事務かどうか。		
チェック	理由	
(6) 法令の趣旨目的その他法令上の制約等により、移管することができない事務かどうか。		
チェック	理由	
(7) その他特段の事情があるかどうか。		
チェック	理由	

< 考え方 >
 ○不公正な勧誘行為等を行っている疑いのある事業者に対する調査、指導、行政処分などの事務である。販売事業者の活動範囲は、広域に及ぶことが一般的であり、指示や命令等については、広域的な活動を把握しながら対応する必要があるため、引続き都が担う方向で検討すべきである。

総合評価		
都	区	保

検討対象事務の内容

6

大区分 128 中区分 1 小区分 (1)

事業名	訪問販売事業者等に対する指示などに関する事務
担当	生活文化スポーツ局
事	<p>(事務の概要)</p> <p>不適正な取引を行なっている疑いのある事業者を調査し、必要に応じて事業者指導、行政処分等を行い、不適正取引による消費者被害の未然・拡大防止を図る。(特定商取引に関する法律)</p>
務	<p>(主な事務内容)</p> <p>【訪問販売】(当該都道府県の区域内における業務にかかもの)</p> <ul style="list-style-type: none"> ・販売業者又は役務提供事業者に対する資料提出要求、指示、業務停止命令等(法第6条の2、第7条、第8条) <p>【通信販売】(当該都道府県内で広告されたもの)</p> <ul style="list-style-type: none"> ・販売業者又は役務提供事業者に対する資料提出要求、指示、業務停止命令等(法第12条の2、第14条、第15条) <p>【電話勧誘販売】(勧誘の相手方が当該都道府県内で勧誘を受けたもの)</p> <ul style="list-style-type: none"> ・販売業者又は役務提供事業者に対する資料提出要求、指示、業務停止命令等(法第21条の2、第22条、第23条) <p>【連鎖販売取引】(当該都道府県の区域内における業務にかかもの)</p> <ul style="list-style-type: none"> ・統括者、勧誘者又は一般連鎖販売業者に対する勧誘・広告に係る資料提出要求、指示、取引停止命令等(法第34条の2、第36条の2、第38条、第39条) <p>【特定継続的役務提供】(当該都道府県の区域内における業務にかかもの)</p> <ul style="list-style-type: none"> ・役務提供事業者又は販売業者に対する広告・勧誘に係る資料提出要求、指示、取引停止命令等(法第43条の2、第44条の2、第46条、第47条) <p>【業務提供誘引販売取引】(当該都道府県の区域内における業務にかかもの)</p> <ul style="list-style-type: none"> ・業務提供誘引販売業を行う者に対する勧誘・広告に係る資料提出要求、指示、取引停止命令等(法第52条の2、第54条の2、第56条、第57条) <p>【上記業者等に対する措置等】(当該都道府県内における業務、広告、勧誘にかかもの)</p> <ul style="list-style-type: none"> ・申出による措置、報告の聴取及び立ち入り検査等(法第60条、第66条)
の	<p>(特別区における事務処理の状況)</p> <ul style="list-style-type: none"> ・標記の事務に関し、事務処理特例条例等に基づく都区の事務分担は行っていない。
内	<p>(標記事務の移管・委託等に関する状況)：無</p>
容	<p>(その他)</p>

(都における事務処理の状況)

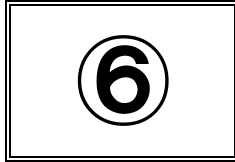
【特定商取引法の対象となる取引類型】

訪問販売	販売事業者が、営業所等以外の場所で、契約を締結するもの(自宅への訪問販売、キャッチセールス、アポイントメントセールスなど)
通信販売	新聞、雑誌、テレビ、インターネット、ダイレクトメール等の広告を見て、消費者の側から郵便や電話などで商品等の購入の申し込みをするもの
電話勧誘販売	事業者から消費者に電話をかけて勧誘し、商品の販売を行うもの
連鎖販売取引	販売組織の加盟者が消費者を組織に加入させ、さらにその消費者が別の消費者を組織に加入させることを次々に行うことにより組織を拡大していくもの
特定継続的役務提供	身体の美化、知識・技能の向上、その他心身又は身上に関する目的を實現できると誘い、かつその目的が實現するかどうか確実でない役務を一定期間継続的に提供するもの(エステティックサロン、語学教室など6業種)
業務提供誘引販売取引	事業者から提供される内職等の仕事をするすることで、収入が得られると誘い、商品の契約をさせるもの

【平成19年度事務処理件数(都全体)】

事業者指導(注意・警告)	24
業務停止命令	26
指示	18

検 討 対 象 事 務 評 価 シ ー ト



法令に基づく事務

129 消費生活協同組合の設立認可などに関する事務											
事 務 名	概要及び備考	評 価	広 域	効 率	専 門	規 模	一 体	法 令	特 段	考 え 方	総 合 評 価
1 消費生活協同組合の設立認可などに関する事務											
(1)消費生活協同組合の設立認可などに関する事務	消費生活協同組合法に基づき、組合設立の認可、検査等を行うほか、東京都生活協同組合連合会と連携を図りながら、管理運営に関する助言指導、管理運営状況等の調査等を行う。	区	○							○消費生活協同組合の設立認可等を行う事務であり、特別区の区域における既存の協同組合の活動範囲が広域に及んでいることから、都が担う方向で検討すべきである。	都
		都	○							○都内の生活協同組合の活動範囲は広域化しており、一の特別区の区域のみで活動する生活協同組合は非常に少ない。 ○かつて、区長委任条項及び事務処理特例条例により、一の特別区の区域を活動範囲とする生協の設立認可、指導等を特別区が行っていたが、上記の理由により、事務処理特例条例を改正し、平成16年度から東京都が直接執行している。 よって、当該事務については、都に残す方向で検討する。	都

検討対象事務評価個票

〔都〕

6

大区分 129 中区分 1 小区分 (1)

事業名		消費生活協同組合の設立認可などに関する事務		<p>< 考え方 ></p> <p>○都内の生活協同組合の活動範囲は広域化しており、一の特別区の区域のみで活動する生活協同組合は非常に少ない。</p> <p>○かつて、区長委任条項及び事務処理特例条例により、一の特別区の区域を活動範囲とする生協の設立認可、指導等を特別区が行っていたが、上記の理由により、事務処理特例条例を改正し、平成16年度から東京都が直接執行している。</p> <p>よって、当該事務については、都に残す方向で検討する。</p>
担当		生活文化スポーツ局		
事	(1) 各特別区の区域を超える事務のうち、都が広域的な立場から処理することが必要な事務かどうか。		<input checked="" type="radio"/>	
	チェック	理由 生活協同組合の活動範囲が広域化しており、一の特別区の区域のみで活動する生活協同組合は非常に少ない。		
	(2) 都から特別区に移管することにより、事業効果や事業効率に著しい支障が生じると考えられる事務かどうか。		理由	
	チェック			
	(3) 人材や施設など専門性の確保の観点から、特別区が処理することが困難な事務かどうか。		理由	
	チェック			
	(4) 事業規模や施設の規模・配置などの観点から、特別区が処理することが困難な事務かどうか。		理由	
チェック				
業	(5) 大都市東京の安全性、機能性及び快適性の維持向上を図るため、都が一体的に処理することが必要な事務かどうか。		理由	
	チェック			
	(6) 法令の趣旨目的その他法令上の制約等により、移管することができない事務かどうか。		理由	
チェック				
評	(7) その他特段の事情があるかどうか。		理由	
	チェック			
価	(7) その他特段の事情があるかどうか。		理由	
	チェック	理由 かつて、区長委任条項及び事務処理特例条例により、一の特別区の区域を活動範囲とする生協の設立認可、指導等を特別区が行っていたが、上記の理由により、事務処理特例条例を改正し、平成16年度から東京都が直接執行している。		

総合評価		
都	区	保

検討対象事務評価個票

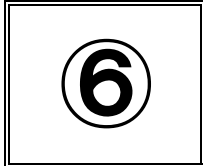
〔区〕

6

大区分 129 中区分 1 小区分 (1)

事業名		消費生活協同組合の設立認可などに関する事務		<p>< 考え方 ></p> <p>○消費生活協同組合の設立認可等を行う事務である。基本的に都道府県の区域を越えて活動するものは国の所管であり、協同組合の活動の範囲に応じて分担することが適切と考えられるが、特別区の区域における既存の協同組合の活動範囲が広域に及んでいることから、引続き都が担う方向で検討すべきである。</p> <p>○消費生活協同組合に関する事務については、従来事務処理特例により特別区が行ってきたが、協同組合の活動範囲が広域化し、特別区の区域内で活動中のものが極めて少ないことから、平成16年に都の直接執行に変更した経緯がある。</p>					
担当局		生活文化スポーツ局							
事 業 評 価	(1) 各特別区の区域を超える事務のうち、都が広域的な立場から処理することが必要な事務かどうか。								
	チェック	理由							
	<input checked="" type="checkbox"/>	既存の消費生活協同組合の活動範囲が広域に及んでいることから、都が処理することが適当である。							
	(2) 都から特別区に移管することにより、事業効果や事業効率に著しい支障が生じると考えられる事務かどうか。								
	チェック	理由							
	<input type="checkbox"/>								
	(3) 人材や施設など専門性の確保の観点から、特別区が処理することが困難な事務かどうか。								
チェック	理由								
<input type="checkbox"/>									
(4) 事業規模や施設の規模・配置などの観点から、特別区が処理することが困難な事務かどうか。									
チェック	理由								
<input type="checkbox"/>									
(5) 大都市東京の安全性、機能性及び快適性の維持向上を図るため、都が一体的に処理することが必要な事務かどうか。									
チェック	理由								
<input type="checkbox"/>									
(6) 法令の趣旨目的その他法令上の制約等により、移管することができない事務かどうか。									
チェック	理由								
<input type="checkbox"/>									
(7) その他特段の事情があるかどうか。									
チェック	理由								
<input type="checkbox"/>									
			<table border="1"> <tr> <th colspan="3">総合評価</th> </tr> <tr> <td>都</td> <td>区</td> <td>保</td> </tr> </table>	総合評価			都	区	保
総合評価									
都	区	保							

検討対象事務の内容



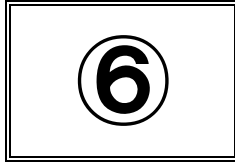
大区分 129 中区分 1 小区分 (1)

事業名	消費生活協同組合の設立認可などに関する事務
担当	生活文化スポーツ局

事	(事務の概要)
	組合設立の認可、検査等を行うほか、東京都生活協同組合連合会と連携を図りながら、管理運営に関する助言指導、管理運営状況等の調査等を行う。(消費生活協同組合法)
務	(主な事務内容)
	<p>【地域又は職域が都道府県の範囲内のもの】</p> <p>共済事業を行う組合が共済事業等以外の事業を行うことの承認等(法第10条第3項、第12条)</p> <p>共済契約に係る共済代理店に対する立入検査等(法第12条第2項)</p> <p>役員に欠員を生じた場合の一時役員職務を行うべき者の選任(法第30条の2)</p> <p>定款変更、規約の設定等の認可(法第40条)</p> <p>価格変動準備金の積み立ての免除、取り崩しの認可(法第50条の9)</p> <p>共済計理人の解任命令(法第50条の13)</p> <p>契約条件の変更の申出の承認、停止命令等(法第53条の4、第53条の5、第53条の10)</p> <p>共済事業兼業組合又はその子会社の特定会社の株式等の保有の承認(法第53条の17)</p> <p>設立の認可(法第58条)</p> <p>定款に定めた存立時期の満了等の事由による解散の認可(法第62条第2項)</p> <p>合併の認可(法第69条第1項)</p> <p>解散を命じた場合における登記の囑託(法第89条第2項)</p> <p>組合に対する業務又は会計の状況等に関する報告の徴収(法第93条、第93条の2、第93条の3)</p> <p>組合員からの請求による組合の業務又は会計の状況等に関する検査(法第94条)</p> <p>共済事業を行う組合に対する定款若しくは規約に定めた事項の変更又は業務執行の方法の変更の命令(法第94条の2)</p> <p>総会の議決又は選挙若しくは当選の取り消し(法第96条第1項)</p>
内	(特別区における事務処理の状況)
	・標記の事務に関し、事務処理特例条例等に基づく都区の事務分担は行っていない。
容	(標記事務の移管・委託等に関する状況):無
	<p>(その他)</p> <p>・「一の特別区の区域を活動地域とする消費生活協同組合に係るもの」の区長委任条項第4項による委任(昭和22年)を、地方分権一括法等により地方自治法が改正されたことから、平成12年3月末で廃止し、平成12年4月1日から特別区における事務処理の特例に関する条例第2条第5号により、「特別区において、一の区域を活動範囲とする生協の設立認可、指導等を行う。」とした。</p> <p>・これに関し、都から区に平成12年度から事務処理特例交付金を交付した。</p> <p>・第2次東京都地方分権推進計画(平成12年5月。中間のまとめ)で、上記事務を見直し、都の直接執行とすることとした。</p> <p>見直し理由:生協の活動範囲が広域化しており、特別区の所管生協のうち、活動中のものが極めて少ないため。</p> <p>・特別区における事務処理の特例に関する条例改正(平成16年3月31日公布)し、生協事務を東京都の直接執行とした。</p> <p>・平成16年度から特別区生協事務を東京都が引継いだ(平成16年6月30日終了)。</p>

(都における事務処理の状況)				
【消費生活協同組合数及び加入者数(都全体)】				
	職域	地域	連合会	合計
組合数	42	57	1	100
組合員数	335千人	5,597千人	会員生協数87組合	5,932千人
【平成19年度事務処理件数(都全体)】				
設立	1			
合併	0			
解散	0			
員外利用	8			
定款変更	18			
法令検査	1			

検 討 対 象 事 務 評 価 シ ー ト



法令に基づく事務

131 公正取引委員会への措置要求などに関する事務											
事 務 名	概要及び備考	評 価	広 域	効 率	専 門	規 模	一 体	法 令	特 段	考 え 方	総 合 評 価
1 公正取引委員会への措置要求などに関する事務											
(1) 公正取引委員会への措置要求などに関する事務	不当な景品類・表示による顧客の誘引を防止するため、事業者に対する指示、立入検査等を行う。また、違反行為の是正指導などに従わない場合には、公正取引員会に対し、措置請求を行う。	区	○							○不当表示に係る違反事業者に対する指示、公正取引委員会に対する措置要求などに関する事務であり、広域的対応が必要なことから、都が担う方向で検討すべきである。	都
		都	○	○						○流通網の発達に伴い、不当な景品類及び不当表示商品は、広域にわたり流通し、消費者に悪影響を及ぼす恐れがあるため、その対応は広域的に行う必要がある。 ○また、都が行う違反行為の是正指導などに従わない場合は、公正取引委員会へ措置の要求を行うこととなり、各特別区に事務を移管した場合には、国との連絡調整など事務が輻輳化する恐れがある。 よって、当該事務については、都に残す方向で検討する。	都

検討対象事務評価個票

〔都〕

⑥

大区分 131 中区分 1 小区分 (1)

事業名	公正取引委員会への措置要求などに関する事務	
担当	生活文化スポーツ局	
事	(1) 各特別区の区域を超える事務のうち、都が広域的な立場から処理することが必要な事務かどうか。	
	チェック	理由 流通網の発達に伴い、不当な景品類及び不当表示商品は、広域にわたり流通し、消費者に悪影響を及ぼす恐れがあるため、その対応は広域的に行う必要がある。
	○	
	(2) 都から特別区に移管することにより、事業効果や事業効率に著しい支障が生じると考えられる事務かどうか。	
	チェック	理由 各特別区に事務を移管した場合には、国との連絡調整など事務が輻輳化する恐れがある。
	○	
	業	(3) 人材や施設など専門性の確保の観点から、特別区が処理することが困難な事務かどうか。
チェック		理由
(4) 事業規模や施設の規模・配置などの観点から、特別区が処理することが困難な事務かどうか。		
チェック		理由
評	(5) 大都市東京の安全性、機能性及び快適性の維持向上を図るため、都が一体的に処理することが必要な事務かどうか。	
	チェック	理由
	(6) 法令の趣旨目的その他法令上の制約等により、移管することができない事務かどうか。	
チェック	理由	
価	(7) その他特段の事情があるかどうか。	
	チェック	理由

< 考え方 >		
○流通網の発達に伴い、不当な景品類及び不当表示商品は、広域にわたり流通し、消費者に悪影響を及ぼす恐れがあるため、その対応は広域的に行う必要がある。		
○また、都が行う違反行為の是正指導などに従わない場合は、公正取引委員会へ措置の要求を行うこととなっており、各特別区に事務を移管した場合には、国との連絡調整など事務が輻輳化する恐れがある。		
よって、当該事務については、都に残す方向で検討する。		
総合評価		
都	区	保

検討対象事務評価個票

〔区〕

6

大区分 131 中区分 1 小区分 (1)

事業名	公正取引委員会への措置要求などに関する事務	
担当局	生活文化スポーツ局	
事 業 評 価	(1) 各特別区の区域を超える事務のうち、都が広域的な立場から処理することが必要な事務かどうか。	
	チェック	理由
	<input checked="" type="checkbox"/>	不当表示に係る商品等は全国的に流通しており、違反事業者に対する指示や命令等については、広域的な活動を把握しながら対応する必要があるため、都が処理することが適当である。
	(2) 都から特別区に移管することにより、事業効果や事業効率に著しい支障が生じると考えられる事務かどうか。	
	チェック	理由
	<input type="checkbox"/>	
	(3) 人材や施設など専門性の確保の観点から、特別区が処理することが困難な事務かどうか。	
チェック	理由	
<input type="checkbox"/>		
(4) 事業規模や施設の規模・配置などの観点から、特別区が処理することが困難な事務かどうか。		
チェック	理由	
<input type="checkbox"/>		
(5) 大都市東京の安全性、機能性及び快適性の維持向上を図るため、都が一体的に処理することが必要な事務かどうか。		
チェック	理由	
<input type="checkbox"/>		
(6) 法令の趣旨目的その他法令上の制約等により、移管することができない事務かどうか。		
チェック	理由	
<input type="checkbox"/>		
(7) その他特段の事情があるかどうか。		
チェック	理由	
<input type="checkbox"/>		

< 考え方 >		
○不当表示に係る違反事業者に対する指示、立入検査、公正取引委員会に対する措置要求などに関する事務である。不当表示を行う商品等は全国的に流通しており、特別区の区域を越えて違反行為が行われることが想定され、公正取引委員会との密接な連携を図りながら広域的に対応する必要があるため、引き続き都が担う方向で検討すべきである。		
総合評価		
都	区	保

検討対象事務の内容

⑥

大区分 131 中区分 1 小区分 (1)

事業名	公正取引委員会への措置要求などに関する事務
担当	生活文化スポーツ局

事 務 の 内 容	(事務の概要)
	不当な景品類・表示による顧客の誘引を防止するため、事業者に対する指示、立入検査等を行う。また、違反行為の是正指導などに従わない場合には、公正取引員会に対し、措置請求を行う。(不当景品類及び不当表示防止法)
	(主な事務内容)
	違反事業者に対する必要な事項の指示(法第7条) 適当な措置をとるよう公正取引委員会への措置の要求(法第8条第1項) 前2条の行為に必要な事業者等に対する報告の徴収、立入検査等(法第9条) 公正取引委員会からの技術的助言若しくは勧告又は必要な情報の提供要求(法第10条第1項) 公正取引委員会に対する技術的助言若しくは勧告又は必要な情報の提供要求(法第10条第2項) 公正取引委員会からの是正要求に対する是正又は改善のための必要な措置(法第11条第2項)
	(特別区における事務処理の状況)
	・標記の事務に関し、事務処理特例条例等に基づく都区の事務分担は行っていない。
	(標記事務の移管・委託等に関する状況): 無
	(その他)

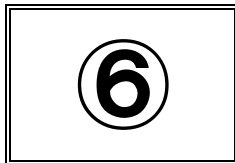
(都における事務処理の状況)

【平成19年度事務処理件数(区部)】

区分	事件							翌年度への継続
	受理	処理	内訳				その他	
			指示	指導	通知	違反なし・打切		
景品	0	0	0	0	0	0	0	0
表示	※436	183	0	57	0	126	0	0
計	436	183	0	57	0	126	0	0

※事業者所在地不明等があるため、区部の正確な数字は不明であり都全体の数字を記載。

検討対象事務評価シート



法令に基づく事務

132 宗教法人の認証などに関する事務											
事務名	概要及び備考	評価	広域	効率	専門	規模	一体	法令	特段	考 え 方	総合評価
1 宗教法人の認証などに関する事務											
(1) 宗教法人の認証などに関する事務	宗教法人の設立規則の認証、規則変更、合併・解散の認証、裁判所に対する解散命令の請求などを行う。	区	○							<p>○宗教法人の設立等に関する事務であり、広域的な活動を把握しながら対応する必要があることから、都が担う方向で検討すべきである。</p>	都
		都	○	○						<p>○宗教法人の所轄庁は文化庁または都道府県であるが、主たる事務所の移転による所轄庁の変更もあり、全国的に一定の行政水準の確保を図る必要がある。また、宗教法人は、事業地域が限定されていないことから、広域的に活動する法人も多く、法人の状況を適切に把握し、指導・監督するためには、広域的自治体である都が行う必要がある。</p> <p>○現在、都知事所轄の宗教法人数は約6000あり、2区以上や区市に跨り礼拝施設を所有する法人もあること、また、規則の認証や規則の変更等の認証等の事務処理件数が少ないことを勘案すると、都が事務処理を行うほうが効率的であり、一定の事業効果が得られる。</p> <p>よって、当該事務については、都に残す方向で検討する。</p>	都

検討対象事務評価個票

〔都〕

6

大区分 132 中区分 1 小区分 (1)

事業名		宗教法人の認証などに関する事務		<p>< 考え方 ></p> <p>○宗教法人の所轄庁は文化庁または都道府県であるが、主たる事務所の移転による所轄庁の変更もあり、全国的に一定の行政水準の確保を図る必要がある。また、宗教法人は、事業地域が限定されていないことから、広域的に活動する法人も多く、法人の状況を適切に把握し、指導・監督するためには、広域的自治体である都が行う必要がある。</p> <p>○現在、都知事所轄の宗教法人数は約6000あり、2区以上や区市に跨り礼拝施設を所有する法人もあること、また、規則の認証や規則の変更等の認証等の事務処理件数が少ないことを勘案すると、都が事務処理を行うほうが効率的であり、一定の事業効果が得られる。</p> <p>よって、当該事務については、都に残す方向で検討する。</p>
担当		生活文化スポーツ局		
事	(1) 各特別区の区域を超える事務のうち、都が広域的な立場から処理することが必要な事務かどうか。			
	チェック	理由 宗教法人は、事業地域が限定されていないことから、広域的に活動する法人も多く、法人の状況を適切に把握し、指導・監督するためには、広域的自治体である都が行う必要がある。		
	○			
	(2) 都から特別区に移管することにより、事業効果や事業効率に著しい支障が生じると考えられる事務かどうか。			
	チェック	理由 2区以上や区市に跨り礼拝施設を所有する法人もあること、また、規則の認証や規則の変更等の認証等の事務処理件数が少ないこと等を勘案すると、都が事務処理を行うほうが効率的であり、一定の事業効果が得られる。		
	○			
	(3) 人材や施設など専門性の確保の観点から、特別区が処理することが困難な事務かどうか。			
	チェック	理由		
	(4) 事業規模や施設の規模・配置などの観点から、特別区が処理することが困難な事務かどうか。			
チェック	理由			
業	(5) 大都市東京の安全性、機能性及び快適性の維持向上を図るため、都が一体的に処理することが必要な事務かどうか。			
	チェック	理由		
評	(6) 法令の趣旨目的その他法令上の制約等により、移管することができない事務かどうか。			
	チェック	理由		
価	(7) その他特段の事情があるかどうか。			
	チェック	理由		

総合評価		
都	区	保

検討対象事務評価個票

〔区〕

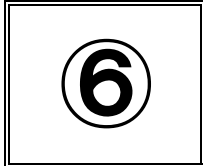
6

大区分 132 中区分 1 小区分 (1)

事業名		宗教法人の認証などに関する事務	
担当局		生活文化スポーツ局	
事 業 評 価	(1) 各特別区の区域を超える事務のうち、都が広域的な立場から処理することが必要な事務かどうか。		
	チェック	理由	
	<input type="radio"/>	宗教法人の活動範囲は、広域に及ぶことが一般的であり、広域的な活動を把握しながら対応する必要があるため、都が処理することが適当である。	
	(2) 都から特別区に移管することにより、事業効果や事業効率に著しい支障が生じると考えられる事務かどうか。		
	チェック	理由	
	<input type="checkbox"/>		
	(3) 人材や施設など専門性の確保の観点から、特別区が処理することが困難な事務かどうか。		
チェック	理由		
<input type="checkbox"/>			
(4) 事業規模や施設の規模・配置などの観点から、特別区が処理することが困難な事務かどうか。			
チェック	理由		
<input type="checkbox"/>			
(5) 大都市東京の安全性、機能性及び快適性の維持向上を図るため、都が一体的に処理することが必要な事務かどうか。			
チェック	理由		
<input type="checkbox"/>			
(6) 法令の趣旨目的その他法令上の制約等により、移管することができない事務かどうか。			
チェック	理由		
<input type="checkbox"/>			
(7) その他特段の事情があるかどうか。			
チェック	理由		
<input type="checkbox"/>			

< 考え方 >		
○宗教法人の設立、規則変更、合併及び解散の認証、裁判所に対する解散命令の請求などに関する事務である。原則として主たる事務所の所在地を管轄する都道府県知事が行うこととされ、他の都道府県に境内建物を備える宗教法人、他の都道府県にある宗教法人を包括する宗教法人等については国の所管となるものであり、主たる事務所の所在に応じた分担も考えられるが、宗教法人の活動範囲は、広域に及ぶことが一般的であり、広域的な活動を把握しながら対応する必要があるため、引き続き都が担う方向で検討すべきである。		
総合評価		
都	区	保

検討対象事務の内容



大区分 132 中区分 1 小区分 (1)

事業名	宗教法人の認証などに関する事務
担当	生活文化スポーツ局

事務の内容	(事務の概要)
	宗教法人の設立規則の認証、規則変更、合併・解散の認証、裁判所に対する解散命令の請求などを行う。(宗教法人法)
	(主な事務内容)
	<p>※都道府県知事が所轄庁となる公益法人「以下の宗教法人以外の宗教法人」</p> <p>一 他の都道府県内に境内建物を備える宗教法人</p> <p>二 前号に掲げる宗教法人以外の宗教法人であつて同号に掲げる宗教法人を包括するもの</p> <p>三 前二号に掲げるもののほか、他の都道府県内にある宗教法人を包括する宗教法人</p> <p>・規則の認証(法第14条第1項)、・意見陳述機会の付与(法第14条第2項)</p> <p>・規則の変更の認証(法第28条第1項)、・合併の認証(法第39条第1項)、・任意解散の認証(法第46条第1項)</p> <p>・宗教法人が認証の取消し等によって解散された場合の裁判所に対する清算人選任の請求(法第49条)</p> <p>・宗教法人の解散及び清算を監督する裁判所に対する意見陳述(法第51条第3項)</p> <p>・報告及び質問(法第78条の2)、・公益事業以外の事業の停止命令(法第79条)</p> <p>・認証の取消し、解散の登記の嘱託(法第80条)、・裁判所に対する解散命令の請求(法第81条)</p>

(都における事務処理の状況)																				
【都知事所轄宗教法人数(平成21年2月1日現在)】																				
<table border="1"> <thead> <tr> <th rowspan="2"></th> <th colspan="2">東京都</th> </tr> <tr> <th></th> <th>特別区</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td>神道系</td> <td>1,604</td> <td>968</td> </tr> <tr> <td>仏教系</td> <td>2,870</td> <td>2,207</td> </tr> <tr> <td>基督教系</td> <td>457</td> <td>329</td> </tr> <tr> <td>諸教系</td> <td>969</td> <td>791</td> </tr> <tr> <td>計</td> <td>5,900</td> <td>4,295</td> </tr> </tbody> </table>		東京都			特別区	神道系	1,604	968	仏教系	2,870	2,207	基督教系	457	329	諸教系	969	791	計	5,900	4,295
		東京都																		
		特別区																		
神道系	1,604	968																		
仏教系	2,870	2,207																		
基督教系	457	329																		
諸教系	969	791																		
計	5,900	4,295																		
※主たる事務所の所在地が特別区にあるもの																				
【平成19年度宗教法人認証事務処理件数(区部)】																				
<table border="1"> <tbody> <tr> <td>設立</td> <td>0</td> </tr> <tr> <td>規則の変更</td> <td>35</td> </tr> <tr> <td>合併</td> <td>6</td> </tr> <tr> <td>解散</td> <td>1</td> </tr> <tr> <td>計</td> <td>42</td> </tr> </tbody> </table>	設立	0	規則の変更	35	合併	6	解散	1	計	42										
設立	0																			
規則の変更	35																			
合併	6																			
解散	1																			
計	42																			
(特別区における事務処理の状況)																				
・標記の事務に関し、事務処理特例条例等に基づく都区の事務分担は行っていない。																				
(標記事務の移管・委託等に関する状況): 無																				
(その他)																				

検討対象事務評価シート

⑥

法令に基づく事務

133 公益法人の認定などに関する事務											
事務名	概要及び備考	評価	広域	効率	専門	規模	一体	法令	特段	考 え 方	総合評価
1 公益法人の認定などに関する事務											
(1) 公益法人の認定などに関する事務	公益目的事業を行う一般社団法人又は一般財団法人の公益認定、事業運営に係る監督等を行う。	区	○						○	○ 公益社団法人および公益財団法人の認定などに関する事務であり、広域的対応が必要なことから、都が担う方向で検討すべきである。	都
		都	○	○	△					○ 新たな公益法人制度は税制優遇措置と直接関連する制度であり、都が、国や他府県との連携を図りながら統一的に事務処理を行なうことで、一定した行政水準を確保できる。また、公益法人は事業地域が限定されていないことから、広域的に活動する法人も多く、法人の状況を適切に把握し、指導・監督するためには、広域的自治体である都が行う必要がある。 ○ 公益法人制度は、申請受付及び行政処分を行なう行政庁と、公益性の判断を行なう民間有識者による合議制機関とのそれぞれが、認定基準該当調査及び認定後の監督事務を行なうこととなっている。都が行政庁としての事務と合議制機関の運営事務とを併せて処理することにより、効率的な事務処理を確保できる。 よって、当該事務については、都に残す方向で検討する。	都

検討対象事務評価個票

〔都〕

6

大区分 133 中区分 1 小区分 (1)

事業名		公益法人の認定などに関する事務		<p>< 考え方 ></p> <p>○新たな公益法人制度は税制優遇措置と直接関連する制度であり、都が、国や他府県との連携を図りながら統一的に事務処理を行なうことで、一定した行政水準を確保できる。また、公益法人は事業地域が限定されていないことから、広域的に活動する法人も多く、法人の状況を適切に把握し、指導・監督するためには、広域的自治体である都が行う必要がある。</p> <p>○公益法人制度は、申請受付及び行政処分を行なう行政庁と、公益性の判断を行なう民間有識者による合議制機関とのそれぞれが、認定基準該当調査及び認定後の監督事務を行なうこととなっている。都が行政庁としての事務と合議制機関の運営事務とを併せて処理することにより、効率的な事務処理を確保できる。</p> <p>よって、当該事務については、都に残す方向で検討する。</p>					
担当		生活文化スポーツ局							
事	(1) 各特別区の区域を超える事務のうち、都が広域的な立場から処理することが必要な事務かどうか。		<p>○</p> <p>理由 公益認定は、法人税・所得税等の優遇制度と直接関連するため、広域的な観点から一定の行政水準の確保を図る必要がある。</p>						
	チェック								
	(2) 都から特別区に移管することにより、事業効果や事業効率に著しい支障が生じると考えられる事務かどうか。				<p>○</p> <p>理由 申請受付及び認定等処分は各区で、合議制機関の運営は都で行なうこととした場合は、都と区の事務が一部重複し非効率になる。合議制機関の運営も含めて各区で行なうこととした場合は、各区の一人当たりの事務量が過大になり非効率になる。</p>				
	チェック								
	(3) 人材や施設など専門性の確保の観点から、特別区が処理することが困難な事務かどうか。				<p>△</p> <p>理由 仮に、合議制機関の運営も含めて各区で行なうこととした場合は、各区においてそれぞれ非営利活動を専門分野とする民間有識者を確保して合議制期間を設置・運営することは困難であると考えられる。</p>				
	チェック								
	(4) 事業規模や施設の規模・配置などの観点から、特別区が処理することが困難な事務かどうか。				<p></p> <p>理由</p>				
チェック									
業	(5) 大都市東京の安全性、機能性及び快適性の維持向上を図るため、都が一体的に処理することが必要な事務かどうか。		<p></p> <p>理由</p>						
	チェック								
	(6) 法令の趣旨目的その他法令上の制約等により、移管することができない事務かどうか。				<p></p> <p>理由</p>				
チェック									
評	(7) その他特段の事情があるかどうか。		<p></p> <p>理由</p>						
	チェック								
価			<p></p> <p>理由</p>						
	チェック								
<table border="1" style="float: right;"> <tr> <th colspan="3">総合評価</th> </tr> <tr> <td style="text-align: center;">都</td> <td style="text-align: center;">区</td> <td style="text-align: center;">保</td> </tr> </table>				総合評価			都	区	保
総合評価									
都	区	保							

検討対象事務評価個票

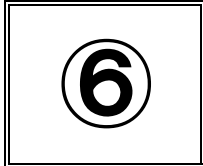
〔区〕

6

大区分 133 中区分 1 小区分 (1)

事業名		公益法人の認定などに関する事務		<p>< 考え方 ></p> <p>○公益社団法人および公益財団法人の認定などに関する事務である。二以上の都道府県の区域内に事務所を設ける場合や公益目的事業を行う場合には国の許可となるものであり、事務所の所在状況に応じた分担も考えられるが、公益法人制度改革に伴い平成20年12月に施行された制度であり、現在新制度による法人組織への移行に向けて認定等が順次行われている経過期間中であること、また、公益性の判断基準、指導、勧告等については、広域的な活動を把握しながら対応する必要があるため、引き続き都が担う方向で検討すべきである。</p>
担当局		生活文化スポーツ局		
事	(1) 各特別区の区域を超える事務のうち、都が広域的な立場から処理することが必要な事務かどうか。			
	チェック	理由		
	○	公益法人に対する公益性の判断基準、指導、勧告等については、広域的な活動を把握しながら対応する必要があるため、都が処理することが適当である。		
	(2) 都から特別区に移管することにより、事業効果や事業効率に著しい支障が生じると考えられる事務かどうか。			
	チェック	理由		
	(3) 人材や施設など専門性の確保の観点から、特別区が処理することが困難な事務かどうか。			
チェック	理由			
業	(4) 事業規模や施設の規模・配置などの観点から、特別区が処理することが困難な事務かどうか。			
	チェック	理由		
評	(5) 大都市東京の安全性、機能性及び快適性の維持向上を図るため、都が一体的に処理することが必要な事務かどうか。			
	チェック	理由		
価	(6) 法令の趣旨目的その他法令上の制約等により、移管することができない事務かどうか。			
	チェック	理由		
価	(7) その他特段の事情があるかどうか。			
	チェック	理由		
	○	平成20年12月に公益法人制度改革関連3法が施行され、現在、新制度による法人組織への移行に向けて認定等が順次行われている経過期間中である。		
				総合評価
				都 区 保

検討対象事務の内容



大区分 133 中区分 1 小区分 (1)

事業名	公益法人の認定などに関する事務
担当	生活文化スポーツ局

事 務 の 内 容	(事務の概要)
	公益目的事業を行う一般社団法人又は一般財団法人の公益認定、事業運営に係る監督等を行う。 (公益社団法人及び公益財団法人の認定等に関する法律)
	(主な事務内容)
	※都道府県知事が行政庁となる公益法人「以下の公益法人以外の公益法人」 イ 二以上の都道府県の区域内に事務所を設置するもの ロ 公益目的事業を二以上の都道府県の区域内において行う旨を定款で定めるもの ハ 国の事務又は事業と密接な関連を有する公益目的事業であって政令で定めるものを行うもの
事 務 の 内 容	・公益目的事業を行う一般社団法人又は一般財団法人の認定(法第4条)
	・公益認定に関する許認可等行政機関等からの意見聴取(法第8条)
	・公益目的事業を行う都道府県の区域(定款で定めるものに限る。)等の変更の認定(法第11条第1項)
	・公益法人の合併による地位の承継の認可(法第25条第1項)
事 務 の 内 容	・公益法人に対する報告徴収及び立入検査(§59②の規定により合議制の機関の事務)(法第27条第1項)
	・公益法人に対する措置勧告、公表、措置命令等(法第28条)
	・公益法人の公益認定の取消し等(法第29条)
	(特別区における事務処理の状況)
事 務 の 内 容	・標記の事務に関し、事務処理特例条例等に基づく都区の事務分担は行っていない。
	(標記事務の移管・委託等に関する状況):無
事 務 の 内 容	(その他)

(都における事務処理の状況)

【公益法人制度改革】

①社団法人・財団法人(民法)
↓ 公益法人制度改革関連3法施行(平成20年12月1日)

②特例民法法人(整備法)
↓ 法施行から5年間が移行期間

③一般社団法人・一般財団法人もしくは公益社団法人・公益財団法人
(一般社団法人・一般財団法人法、公益社団法人及び公益財団法人の認定等に関する法律)

【東京都所管公益法人数(平成21年2月1日現在)】

	公益法人					
	社団法人		財団法人		合計	
	うち特別区	うち特別区	うち特別区	うち特別区	うち特別区	うち特別区
知事所管	358	115	204	37	562	152
教育委員会	52	5	241	27	293	32
(共管数)	(1)	(0)	(15)	(6)	(16)	(6)
計	409	120	430	58	839	178

※「うち特別区」は、事務所の所在地や法人の事業活動区域等が特別区の区域内にとどまると思われるもの

検 討 対 象 事 務 評 価 シ ー ト

⑥

法令に基づく事務

137 計量器の検定などに関する事務											
事 務 名	概要及び備考	評 価	広 域	効 率	専 門	規 模	一 体	法 令	特 段	考 え 方	総 合 評 価
1 計量器の検定などに関する事務											
(1)計量器の検定などに関する事務	特定計量器や車両等装置用計量器（タクシーメーター）について、法で定める方法により検定や装置検査を行い、技術上の基準に適合するときは合格とし、検定証印や装置検査証印の付与を行う。	区	△		△					○特定計量器の検定などに関する事務であり、計量検定所等の偏在等を踏まえた対応を考慮する必要はあるが、都が広域的に対応しなければならないものを除き、特別区が担う方向で検討すべきである。	都・区
		都	○	○	○					○特定計量器の検定（装置検査含む）とは、取引又は証明における計量に使用され、適正な計量の実施を確保するため、その構造（性能を含む）や器差（計量器の誤差）に係る基準を定める必要があるものとして政令で定めた特定計量器について、製造時等においてその精度を公的に担保するため、一定の基準に従って検査し、それが基準に適合しているかを認証する行為である。 ○検定の実施主体は、特定計量器の種類に応じ、経済産業大臣、都道府県知事、日本電気計器検定所及び国の指定を受けた指定検定機関の4者と定められている。その理由として、①公正・中立性の確保、②十分な技術的能力、③不断の業務の遂行等が、不可欠の要件となることから、原則的に国又は国に準ずる機関と国が指定した機関のみを検定の実施主体としており、この趣旨は、計量法制定以来、現在まで継続している。 ○都道府県が検定を行う特定計量器は、はかり、体温計、血圧計及び水道メーターなど、主として一般消費者の生活に広く使用される計量器である。これらの計量器は、検定合格後において広く全国に供給され、取引・証明に使用されているため、よりの確な対応が求められ、併せて技術的に正確な計量を損なう問題が発生した場合の影響も大きく、広範囲に及ぶ。 ○また、特定計量器の検定（装置検査含む）を実施するには、計量器等の不合格等処分について行政責任が問われ、計量技術に関する専門的な知識を有した職員が必要である（5ヶ月間の研修を受けた上、5年間の実務経験）。 ○特別区に事務を移管した場合には、計量器の検定を実施するための施設並びに基準器等検定用設備も必要となる。（タクシーメーター検査場及び基準器等検査設備を含む。） ○現在、都において、検定は本所（港区）と多摩（立川市）の2所体制で対応し、装置検査は3所（区部、港区及び江東区の2所、多摩（立川市の1所））で対応している。各区に移管することになると、業務量、施設整備の面で効率が低下することが見込まれる。 よって、当該事務については、都に残す方向で検討する。	都

検討対象事務評価個票

〔都〕

6

大区分 137 中区分 1 小区分 (1)

事業名		計量器の検定などに関する事務		<p>< 考え方 ></p> <p>○特定計量器の検定（装置検査含む）とは、取引又は証明における計量に使用され、適正な計量の実施を確保するため、その構造（性能を含む）や器差（計量器の誤差）に係る基準を定める必要があるものとして政令で定めた特定計量器について、製造時等においてその精度を公的に担保するため、一定の基準に従って検査し、それが基準に適合しているかを認証する行為である。</p> <p>○検定の実施主体は、特定計量器の種類に応じ、経済産業大臣、都道府県知事、日本電気計器検定所及び国の指定を受けた指定検定機関の4者と定められている。その理由として、①公正・中立性の確保、②十分な技術的能力、③不断の業務の遂行等が、不可欠の要件となることから、原則的に国又は国に準ずる機関と国が指定した機関のみを検定の実施主体としており、この趣旨は、計量法制定以来、現在まで継続している。</p> <p>○都道府県が検定を行う特定計量器は、はかり、体温計、血圧計及び水道メーターなど、主として一般消費者の生活に広く使用される計量器である。これらの計量器は、検定合格後において広く全国に供給され、取引・証明に使用されているため、よりの確な対応が求められ、併せて技術的に正確な計量を損なう問題が発生した場合の影響も大きく、広範囲に及ぶ。</p> <p>○また、特定計量器の検定（装置検査含む）を実施するには、計量器等の不合格等処分について行政責任が問われ、計量技術に関する専門的な知識を有した職員が必要である（5ヶ月間の研修を受けた上、5年間の実務経験）。</p> <p>○特別区に事務を移管した場合には、計量器の検定を実施するための施設並びに基準器等検定用設備も必要となる。（タクシーメーター検査場及び基準器等検査設備を含む。）</p> <p>○現在、都において、検定は本所（港区）と多摩（立川市）の2所体制で対応し、装置検査は3所（区部、港区及び江東区の2所、多摩（立川市の1所））で対応している。各区に移管することになると、業務量、施設整備の面で効率が低下することが見込まれる。</p> <p>よって、当該事務については、都に残す方向で検討する。</p>
担当		生活文化スポーツ局		
事	(1) 各特別区の区域を超える事務のうち、都が広域的な立場から処理することが必要な事務かどうか。			
	チェック	理由	特定計量器は検定合格後において広く全国に供給され、取引・証明に使用されているため、よりの確な対応が求められ、併せて技術的に正確な計量を損なう問題が発生した場合の影響も大きく、広範囲に及ぶ。	
	○			
	(2) 都から特別区に移管することにより、事業効果や事業効率に著しい支障が生じると考えられる事務かどうか。			
	チェック	理由	現在、都において、検定は本所（港区）と多摩（立川市）の2所体制で対応、装置検査は3所（区部は港区及び江東区の2所、多摩（立川市の1所））で対応している。各区に移管することになると、業務量、施設整備の面で効率が低下することが見込まれる。	
○				
業	(3) 人材や施設など専門性の確保の観点から、特別区が処理することが困難な事務かどうか。			
	チェック	理由	検定（装置検査含む）には、計量士と同等（5ヶ月間の研修を受けた上、5年間の実務経験）の計量技術に関する専門的な知識を有する職員が必要。また、検定を実施するための施設等も必要となる。（タクシーメーター検査場、基準器等検査設備等）	
	○			
	(4) 事業規模や施設の規模・配置などの観点から、特別区が処理することが困難な事務かどうか。			
	チェック	理由		
評	(5) 大都市東京の安全性、機能性及び快適性の維持向上を図るため、都が一体的に処理することが必要な事務かどうか。			
	チェック	理由		
	(6) 法令の趣旨目的その他法令上の制約等により、移管することができない事務かどうか。			
	チェック	理由		
価	(7) その他特段の事情があるかどうか。			
	チェック	理由		

総合評価		
都	区	保

検討対象事務評価個票

〔区〕

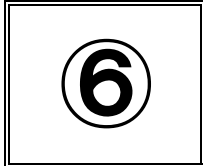
6

大区分 137 中区分 1 小区分 (1)

事業名	計量器の検定などに関する事務	
担当局	生活文化スポーツ局	
事 業 評 価	(1) 各特別区の区域を超える事務のうち、都が広域的な立場から処理することが必要な事務かどうか。	
	チェック	理由
	<input checked="" type="checkbox"/>	タクシーメーターについて、固定施設で検定する必要があること、また計量検定所等の所在に偏在があることについて、広域性を考慮する必要がある。
	(2) 都から特別区に移管することにより、事業効果や事業効率に著しい支障が生じると考えられる事務かどうか。	
	チェック	理由
	<input type="checkbox"/>	
	(3) 人材や施設など専門性の確保の観点から、特別区が処理することが困難な事務かどうか。	
チェック	理由	
<input checked="" type="checkbox"/>	専門技術に対応する人材の確保策等については、具体化に向けた検討の中で整理する必要がある。	
(4) 都が特別区に委託することが困難な事務かどうか。		
チェック	理由	
<input type="checkbox"/>		
(5) 大都市東京の安全性、機能性及び快適性の維持向上を図るため、都が一体的に処理することが必要な事務かどうか。		
チェック	理由	
<input type="checkbox"/>		
(6) 法令の趣旨目的その他法令上の制約等により、移管することができない事務かどうか。		
チェック	理由	
<input type="checkbox"/>		
(7) その他特段の事情があるかどうか。		
チェック	理由	
<input type="checkbox"/>		

< 考え方 >		
○特定計量器の検定などに関する事務である。タクシーメーターの検定については、タイヤを含む車両に装着した状態で、固定施設で検査することから、広域的な対応を考慮する必要があるが、また、計量検定所等の偏在を踏まえた対応を考慮する必要があるが、都が広域的に対応しなければならないものを除き、特別区が担う方向で検討すべきである。		
○現在、検定所が偏在していることも踏まえ、都区間の役割分担や各区間の連携の方策のほか、専門技術に対応する人材の確保策等については、具体化に向けた検討の中で整理する必要がある。		
総合評価		
都	区	保

検討対象事務の内容



大区分 137 中区分 1 小区分 (1)

事業名	計量器の検定などに関する事務
担当	生活文化スポーツ局

事務の内容	(事務の概要)
	特定計量器や車両等装置用計量器(タクシーメーター)について、法で定める方法により検定や装置検査を行い、技術上の基準に適合するときは合格とし、検定証印や装置検査証印の付与を行う。(計量法)
	(主な事務内容)
	特定計量器の検定(法第16条第1項第2号イ) 車両等装置用計量器の装置検査(法第16条第3項) 特定計量器の検定の申請受理(法第70条) 車両等装置用計量器の装置検査の申請受理(法第75条第1項) 検定証印の付与(法第72条) 装置検査証印の付与(法第75条第2項)
内容	(特別区における事務処理の状況)
	・標記の事務に関し、事務処理特例条例等に基づく都区の事務分担は行っていない。
内容	(標記事務の移管・委託等に関する状況): 無
	(その他)

(都における事務処理の状況)

【事業実績(都全体、平成19年度)】

区分	検定個数	不合格個数	不合格率(%)
タクシーメーター頭部検査	24,609	15	0.1
タクシーメーター装置検査	76,985	147	0.2
質量計	27,305	40	0.1
体温計	160,235	4,773	3.0
ガラス製温度計	1,462	28	1.9
水道メーター	66	0	0.0
燃料油メーター	2,529	58	2.3
皮革面積計	0	0	0.0
液化石油ガスメーター	57	0	0.0
量器用尺付タンク	873	7	0.8
アネロイド型圧力計	1,204	3	0.2
血圧計	14,215	301	2.1
密度浮ひょう	1,478	28	1.9
濃度計(酒精度浮ひょう)	767	15	2.0
浮ひょう型比重計	22,910	572	2.5
計	334,695	5,987	1.8